# 令和 5 (2023) 年度 自 己 点 検 評 価 報 告 書

令和 6 (2024) 年 5 月 学校法人穴吹学園 せとうち観光専門職短期大学

# 目 次

- I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等
- Ⅱ.沿革と現況
- Ⅲ. 自己点検・評価基準に基づく自己評価

基準1 使命・目的等

基準2 学生

基準3 教育課程

基準4 教員・職員

基準5 経営・管理と財務

基準6 内部質保証

IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A 臨地実務実習

- I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等
- 1. 建学の精神

# せとうち観光専門職短期大学の建学の精神

観光と社会や人類との関わりを深く探究し、観光を通じて、地域社会の発展と諸外国との交流と共生に貢献する人材を育成する。

#### 2. 教育理念

# せとうち観光専門職短期大学の教育理念

- ①教員、職員、学生が、小規模な組織において一体となった教育の場を構築する。
- ②大学教育で修得されるべき思考力を涵養する。
- ③産業界との教育連携を拡充し、理論に裏付けられた実践力を育成することにより、高度 専門職業人の徹底的な実務教育を実践する。
- ④地域連携を深化させ、多様な地域貢献のあり方を模索し実現する。

## 3. 専門職短期大学の個性・特色

本学には、以下のとおり、既存の高等教育機関との相違する強み・特色がある。

#### ① 立地条件

瀬戸内の穏やかで温暖な気候、豊かな自然や美しい景色に囲まれた特色ある立地であり、屋島、高松城跡、栗林公園、金刀比羅宮など文化財の宝庫でもある。観光産業や観光地域創生事業の成功例も多く、これらを活用した実践的・実務的な観光教育・研究の確立が可能である。

#### ② 規 模

本学は小規模な専門職短期大学である。小規模の優位性を活用し、豊富な演習や実習科目だけでなく、講義においても常に双方向にコミュニケーションを取りながらの教育が実践できる。また、オフィスアワーやクラス担任制等を活用して、教員と学生の距離が近くなる。さらに、学生相互、事務職員とのコミュニケーションも活発化し、学生と教職員が一体となった大学運営を行うことができる。

#### ③ 実績と信頼度

本学園は香川県高松市内に9校の専門学校を設置し、姉妹校とし徳島県に1校、広島県に4校の専門学校がある。昭和60年の開設以来、地域の人材育成に寄与し、高等教育の発展に努めてきたことから、地域における信頼度は高い。

# ④ 支援体制

香川県、高松市をはじめ地方自治体や観光事業者等、計 51 団体から専門職短期大学設置の要望書等が提出された。特に高松市からは、校地、校舎となる旧高松テルサの借用を許可されるなどの支援を受けている。これらの企業・団体等からの様々な支援と連携体制ができる。

# Ⅱ. 沿革と現況

# 1. 本学の沿革

令和 2 (2022) 年 10 月 せとうち観光専門職短期大学観光振興学科設置認可 初代学長に青木義英が就任

令和3(2021)年4月 せとうち観光専門職短期大学開学

令和3 (2021) 年 10 月 芸術文化観光専門職大学と和歌山大学観光学部との 包括連携協定締結

令和4(2022)年7月 一社)日本自動車連盟香川と包括連携協定締結

令和4(2022)年10月 高野山大学と包括連携協定締結

令和5(2023)年5月 土庄町と小豆島町との包括絵連携協定締結

令和5(2023)年6月 ㈱レモリフと包括連携協定締結

令和5(2023)年2月 ㈱アミューズと穴吹エンタープライズ㈱との包括連携協定締結

# 2. 本学の現況

- ・短期大学名 せとうち観光専門職短期大学
- ・所在地 〒761-0113 香川県高松市屋島西町 2366-1
- 学科構成 観光振興学科
- 学生数、教員数、職員数

学生数(令和5(2023)年5月1日現在)

学 科 名	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	合 計
観光振興学科	8 0	2 4 0	2 1	1 2	1 2	4 5

※2024年4月から入学定員40名へ変更する。

## 教員数(令和5(2023)年5月1日現在)

学 科 名	教 授	准教授	講師	助 教	助 手	合 計
観光振興学科	4	5	2	0	2	1 3
	(3)	(3)	(0)	(0)		(6)

※()内は実務家教員の内数を示す。

# 職員数 (令和5 (2023) 年5月1日現在)

学 科 名	職員	職員	嘱託	合 計
	(本務)	(兼務)	職員	
観光振興学科	7	2	0	9

# Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

# 基準1. 使命・目的等

- 1-1 使命・目的及び教育目的の設定
- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応
- (1) 1-1の自己判定基準項目1-1を満たしている。
- (2) 1-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 1-1 使命・目的及び教育目的の設定
- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的とみなされる「建学の精神」(前述 I. 1.) の意味は、「観光専門職教育によって、グローバルな動向に対応しつつ、地域社会で活躍する有為な人材を育成する」という具体性と明確性を有する。また、本学の教育目的と考えられる「教育理念」(前述 I. 2.) には、「本学の観光専門職教育がめざす、学生の思考力、実践力、協働性の修得」という教育目的の内容が、具体性と明確性をもって表されている。さらに、使命・目的及び教育目的の意味・内容は、アドミッション・ポリシーの冒頭等において、次のように、より具体的かつ明確に提示されている。

せとうち観光専門職短期大学観光振興学科の教育は、観光による交流が世界規模に拡大し、観光が21世紀の基幹産業となった時代に、観光専門職を通して、世界の動向を見渡しながら地域社会の発展に貢献する人材の育成を目的とする。

# 1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命及び目的等は、全て平易な文章を用いて簡潔に明文化され、本学の「大学案内」「学生募集要項」「学則」「学生便覧」「ホームページ」等において明示されている。

# 1-1-3 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、「我が国において面積が最小県の香川県に位置し、定員80名という小規模な専門職短期大学であるが、個々の学生が専門職業人として、将来に限りなく大きく飛躍できるような、小さくて大きな高等教育機関を目指す」ということにある。本学は、その立地と規模を優位性として、学生が観光専門職業人を志す修学の期待に応えると同時に、学生の就職を受け入れる観光事業者が求める人材育成の期待にも応えてゆく。本学は、小さい規模を活かした、学生の大きな成長の実現を個性とし、その個性を体現するために教職員と学生と地域が連携して新たな本学の伝統を築く体制をその特色とする。

このような本学の個性と特色は、「教育理念」(前述 I. 2.)、つまり次の教育目標に明示されている。

- ① 教員、職員、学生が、小規模な組織において一体となった教育の場を構築する。
- ② 大学教育で修得されるべき思考力を涵養する。
- ③ 産業界との教育連携を拡充し、専門職業人の徹底的な実務教育を実践する。
- ④ 地域連携を深化させ、多様な地域貢献のあり方を模索し実現する。

この四つの教育目標は、高校訪問、高校教員への大学説明会、オープンキャンパス、ホームページ、大学案内、テレビや新聞等のメディア、各種 SNS 等を通じて、受験生や保護者、高校教員、学外に広く発信された。また、学内において、学則や学生便覧、研修会等の機会を通して、教職員や学生に共有されている。

#### 1-1-④ 変化への対応

社会現象としての観光の現実と、その現実に対応する観光産業の動向は、急速に変化する。 観光専門職教育を使命とする本学は、その使命を堅持しつつ、観光の現実と観光産業の動向 を的確に捉え、その成果を教育課程に反映しなければならない。その方策の一つとして、本 学は「教育課程連携協議会」を設置した。教育課程連携協議会の学外構成員は、観光関連業 界の高度専門知識を有する実務家である。その構成員からの意見や提案を聴取して、観光産 業の動向を本学の教育課程に取り入れ、教育課程を変化する社会のニーズに適用しようと 検討している。(基準Ⅲ.3-4 教育課程連携協議会)

本学が開学した令和3 (2021) 年は、観光と観光産業の低迷を招いたコロナ禍であった。 それが深刻な一要因となって、本学の学生募集は低迷した。しかし、本学は、強いレジリエンスを有する観光と観光産業がコロナ禍後に回復することを見込み、産官学の地域連携を強化しながら、教職員と学生が一体となって本学の使命と教育理念を確認し合い、それによって、その使命と教育理念の固守を期してきた。

#### (3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

本学の使命・目的及び教育目的は、設置認可において明確に記述され、学内に共有され、外部に公表されている。この本学の使命・目的及び教育目的を今後とも堅持し、それらを実現するため、開学時の令和3(2021)年度に策定された中期目標(2021~25年度)の達成度を検証し、その結果を将来計画に反映させるように取り組む。教育については、前述(1-1-④)の「教育課程連携協議会」における議論を踏まえ、コロナ禍後の新たな観光の動向を見据えながら、社会のニーズに適合する質の高い教育を履行すべく、さらに教育課程の改善を重ねていきたい。

- 1-2 使命・目的及び教育目的の反映
- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

# (1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

# (2) 1-2自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命や目的及び教育目的は、様々な方策を通して役員や教職員への周知、共有が図られている。それらの情報については、インターネットを用いてリアルタイムに発信されている。令和3 (2021) 年4 月1 日には、学長が開学にあたっての所信表明として、観光専門職短期大学としての本学設置の趣旨、本学の使命と社会に果たすべき役割、中長期計画及び目標(2021~23年度)、具体的な教育目標と教育内容、目指すべき研究課題、くわえて学長としての大学運営に関する基本方針等を教職員に伝えた。令和4(2022)年及び令和5(2023)年の年頭には、学長から、開学以来の新たな課題や対応、また毎年度の短期目標について、年頭所感として全教員に伝達された。さらに、教授会や教育研究開発会議においても逐次課題が提供され、関連情報の共有と課題の解決が議論されてきた。また、学長は、全教員に対して、各年度末に「教員評価のための活動実績・自己評価表」に関連する面談を行い、かつ必要に応じても面談を行うことで、教員との間に情報が共有され、教員の理解が得られている。学長との面談では、教員からの要望等もなされ、学長と教員との間に情報の共有とその理解がなされている。

このように本学の使命・目的及び教育目的については、教職員の理解と支持が十分に得られている。また、年度初めには、提出された年度事業計画が理事会で審議され、翌年度初めにその総括として当該年度の事業報告が行われる。これによって、理事・役員においても、本学の事業内容の詳細が共有されている。

#### 1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的、さらに育成する人材像、「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」という三つの方針、本学授業の内容や形態、中期計画、学長からのメッセージ等については、高校訪問、高校教員への大学説明会、オープンキャンパス、ホームページ、大学案内、テレビや新聞等のメディア、各種 SNS 等を通して、受験生や保護者、高校教員、地域社会等の学外に広く伝え、また学内では、学則や学生便覧、FD 研修会等の様々な機会を通して、教職員と学生に共有している。このように学内外への発信については目的を果たしている。

# 1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の使命・目的及び教育目的等は、本学の中期計画に反映され、当該計画の履行によって具現化されている。令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの中期計画は、次の通りである。

# せとうち観光専門職短期大学 中期計画 (2021~2025年度)

(1)経営の安定化に向けた取り組み

学生受入れの方針であるアドミッション・ポリシーに基づき、学力だけでなく、 思考力・判断力・表現力等の能力や主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度及び観光振興専門職をめざす意欲や意志を、多面的かつ総合的に評価して入学者選抜を行うこととしている。この方針を実現するために、志願状況、入学後の成績調査等の状況を踏まえ、必要に応じて入試科目や選抜区分別の募集定員の見直しなど、入学者選抜の改善を行う。また、入学定員である「80名」の充足に教職協働で努め、優秀な学生の確保に向け、戦略的な入試・広報計画を策定し実施する。

世界の動向とそれに伴う地域の社会経済の変動とを的確に分析し、同時に地域

# (2) 教育

社会各界のニーズを的確に把握しながら、教育課程を不断に改善する体制づくりに取り組む。そうした教育課程の改善を教育理念に取り込むことによって、学生が有意義な社会生活を自ら創りだし、かつ観光産業や観光による地域創生事業に従事して、社会に有為な人材となりうる教育を実践する。そのために、本学は、学長、全専任教員、専任職員が参加する「教育研究開発会議」を設置し、同会議において教育課程を状況に応じて再編成し、授業科目を見直す体制を構築する。また、学長は、「教育課程連携協議会」から本学教育課程の改善や課題を聴取する。「教育課程連携協議会」が学長に提示した意見は、「教育研究開発会議」において検討され、その後にこのプロセスが繰り返される。こうして、「教育研究開発会議」と「教育課程連携協議会」が、本学の教育課程をPDCAサイクルによって不断に見直す体制を構成する。この体制の下に、「教育研究開発会議」を、2ヶ月毎に開催する。

教育の到達目標のひとつは、教育研究開発会議が教育の方法論や実践論を検討しながら FD 活動を推進し、それらの成果と課題を教育研究報告書にまとめることである。この会議においては、教育研究報告書『せとうち観光専門職教育』(Setouchi Yearly Report on Professional Education for Tourism)を三年に一本以上発刊するものとする。

さらに教育の到達目標として、卒業時に学生に対する満足度調査を行い、その中で本学科の教育に対して、概ね9割以上から「満足した」との回答を得ることができるよう努めること、この報告書及び「せとうち観光学研究所」における実践的な研究及び地域連携の成果を踏まえて、教育課程連携協議会の意見を聞きつつ、少なくとも三年に一度、複数の新たな授業科目を開設すること。以上の二点を掲げるものとする。

# (3)研究

研究の到達目標として、本学の各教員は、本学紀要(年四回発行)である『観光振興研究』(Tourism Promotion Research) 誌に、二年間で一本以上の論文等、または各教員が所属する査読付学会誌等や業界誌等に三年間で一本以上の論文等を投稿することを目標とする。

さらに、各教員は、各自の教育研究上の計画について、科研費等をはじめとす

る外部資金の獲得にも努めることとする。

# (4) 教員組織

本学科開設時における専任教員及びみなし専任教員の年齢構成は、70歳代2名、60歳代5名、50歳代3名、40歳代1名、30歳代2名であり、教員の年齢構成が比較的高齢に偏っている。これは、実務系教員には長年の実務実績や研究実績が必要となることも影響しており、本学においても、実務系教員はすべて50歳代以上である。このため、学術系教員に若手教員を配置することとした。今後は、若手教員の育成と計画的な若手教員の採用を進め、将来的にはバランスの取れた教員組織を編成する。

このため、教育研究開発会議を有効に機能させ、本学の建学の精神や教育理念を常に全教員に浸透させてFD活動を促進することはもちろんのこと、より経験を有する教員が若手教員に教育研究において、常に助言・指導を行う体制と風土を構築し、若手教員の育成に積極的に取り組む。また、他大学との教育・研究交流を進め、教育人材の情報を常に把握し、教育人材の流動化に適切に対応できるよう努めるとともに、教育の到達目標である「3年に1度、複数の授業科目を新規に開設する」ことに伴い、新規に開設する授業を担当する専任教員の新規採用を行う。

# (5) 就職

学生一人ひとりの進路選択に関わる情報の把握と支援体制の充実により、就職率100%を目標とする。具体的には、就職活動状況・進路決定状況の早期把握、相談体制の充実、卒業後の満足度調査を実施する。そのための専任教員を配置する。

また、本学の臨地実務実習施設は、卒業後の就職先になることも考えられる。 そのため、企業、産業団体や商工会議所等との連携を強化するとともに、教育課程連携協議会の構成員が所属する企業・団体等とも教育目標を共有しながら、臨地実務実習施設を今後も継続的に増やしていく。その際、以下のような方針とフォローアップ体制を構築する。

- ①観光振興学科においては、臨地実務実習の授業内容・方法と照合し、その 改善を常に視野に入れて、随時、臨地実務実習施設の新規開拓候補のリス トアップを行う。
- ②特に香川県以外を含めた瀬戸内地域においては、今後も道の駅等の開設計画があるため、これらを適時適切に捉えることにより、臨地実務実習施設の新規開拓に努めることとする。
- ③せとうち観光学研究所においては、瀬戸内地域内外の観光振興及び観光による地域創生事業の成功事例や調査・研究の成果を踏まえ、随時、観光振興学科に対して臨地実務実習施設の新規開拓のための助言を行う。
- ④学長が教育課程連携協議会(年2回)の意見等を聴取し、新規開拓候補を決定する。
- ⑤教員と職員が一体となった産学連携・地域連携センターが窓口となり、新規開拓候補の企業・団体等に対して、働きかけと説明を行い、先方の承諾

を得る。

⑥先方から臨地実務実習への協力の申し出があった場合には、観光振興学科、 せとうち観光学研究所、産学連携・地域連携センターがすみやかに調査・ 協議して、学長に対応を提案する。

# 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学が使命・目的及び教育目的を達成するための要件は、本学の三つのポリシーに網羅されている。したがって、使命・目的、及び教育目的は、三つのポリシーに十分に反映されている。本学が掲げる三つのポリシーは、次の通りである。

# ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針DP)

せとうち観光専門職短期大学 観光振興学科の教育は、観光による交流が世界規模に拡大し、観光が 21 世紀の基幹産業となった時代において、卒業後に観光産業や観光による地域創生事業において活躍しながら、観光振興と地域社会の発展に貢献できる観光振興専門職の育成を目的としている。

そのためには、「自学自修の態度」や「思考法」を身に付けたうえで、「観光の理論と知識」「観光実務の理論と技能」を学修し、「事業イノベーションや地域社会の魅力を創出することができる応用的能力」の修得に努めなければならない。そのために以下の要件を修得したうえで、本学が定める卒業要件を充たし、本学の教育課程を修了した者に対して、本学は学位を授与する。

# DP1 (自学自修の熊度形成)

「自学自修の態度」を養い、理論や実務を学ぶために重要な基礎技能を身に付け、 生涯に渡り充実した日常生活と有意義なキャリアデベロップメントを実現すること ができる。

# DP2 (思考法の修得)

基礎科目における学術科目によって「思考力」を養い、基礎的な思考法を身に付けて、現実を的確に捉えることができる。

#### DP3 (観光の理論と知識の理解)

観光学の理論と観光に関連する知識を身に付け、観光振興専門職としての「思考力」を磨き上げながら、観光事象の実態とその変化を学ぶことによって、社会現象としての観光の現実を捉えることができる。

#### DP4 (観光実務の知識と技能の修得)

観光産業や観光による地域創生事業の実務に関連する理論・知識を学んだうえで、 観光実務を体験的に学び、「思考力」を土台として、「実践力」と「協働力」を身に 付けることによって、観光振興専門職として職場の状況や問題を分析でき、チーム ワークで問題を解決できる。

# DP5 (観光英語力の修得)

観光英語力を身に付けることによって、インバウンド観光の多様な状況に対応できる。

#### DP6 (他分野の応用的な能力の修得)

観光関係以外の異分野から、次のような「応用的な能力」を身に付けて、観光振興専門職として実践的かつ創造的な職務に積極的に取り組むことができる。

- ① 企業や NPO 法人、地域社会等における組織及び事業運営能力(マネジメント力)
- ② 事業イノベーションや地域社会の魅力を創出するための情報力や創造力(情報力・創造力)

### DP7 (観光振興専門職としての総合力の育成)

3 年間で学修した全教科の成果を統括する専門演習において、他の学生との協働で「観光地研究」を実践することにより、観光振興専門職としての総合力と課題解決力を身に付けて、観光振興と地域社会の発展のための課題に果敢に挑戦することができる。

# カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針CP)

本学の卒業認定及び学位授与の方針であるディプロマポリシー (DP) に定めた教育目標を 実現するため、教育課程編成及び実施の方針であるカリキュラム・ポリシー (CP) を以下の ように定め、実施する。

#### CPI(教育課程の編成)

ディプロマ・ポリシーで定めた7つの教育目標を達成するため、「基礎科目群(自学自修)」、「基礎科目群(思考法)」「職業専門科目群(学術)」、「職業専門科目群(実務)」、「職業専門科目群(観光英語)」「展開科目群」、という6つの科目群と、「総合科目」という1つの科目から成る教育課程を編成する。各科目群に配置される科目は、履修の順序に従って、その内容が「基礎から応用へ」ないしは「初級から上級へ」と配列する。

# CP1「基礎科目群(自学自修)」

「自学自修の態度」を養い、理論や実務を学ぶために重要な基礎知識や技能を修得するための授業科目として、「基礎科目群(自学自修)」に「基礎演習」及び「キャリアデザイン論」を配置し、講義及び演習形式で授業を行う。

## CP2「基礎科目群(思考法)」

「思考力」を養い、基礎的な思考法を修得するための授業科目として、「基礎科目(思考法)」に「文化論」「地理学」「企業の社会的責任」「法と社会」「ビジネスコミュニケーション」「信仰の歴史」「異文化理解」「災害と防災の科学」「介助実務実習」を配置し、講義及び実習形式により、授業を行う。

#### CP3「職業専門科目群(学術)」

観光学の理論と観光に関連する知識を身に付け、観光振興専門職としての「思考力」を磨き上げながら、観光事象の実態とその変化を学ぶための授業科目として、「職業専門科目群(学術)」に観光の理論と知識を学ぶ学術科目群を配置し、授業科目の目的と難易度に応じて、科目区分を以下のとおり細分化する。

#### ①観光学入門科目

観光振興専門職の基礎知識として身につけるべき主要な観光事象と、それらの事象を捉える理論や方法を修得するための授業科目として「観光学概論」を配置し、講義形式により

授業を行う。

# ②地域観光論入門科目群

「地域資源」や「地域社会」に関する理解を深め、課題の発見や解決の方策の必要な思考 法や調査手法を修得するために必要な授業科目として、「地域資源論」を講義形式により、 「地域観光基礎実習」を実習形式により配置する。

# ③観光基礎理論科目群

観光学術理論の基礎的理論について考察し、観光研究に関する理論と方法論を修得することにより、観光学術理論の基盤を形成するための講義科目として「観光社会文化論」「観光振興・地域創生論」「観光行動論」「観光政策論」を配置し、講義形式により授業を行う。

#### ④観光応用理論科目群

観光学術理論の応用的理論について考察し、観光振興専門職としての飛躍を図るために 必要な能力を修得するための授業科目として「国際観光論」「観光文化施設論」「観光メディ ア論」を配置し、講義形式により授業を行う。

## ⑤せとうち観光研究科目群

瀬戸内地域における観光の現実や課題、観光振興及び観光による地域振興に対する理解を深め、地域における観光振興の方法論と課題解決方策の発見等に必要な能力を修得するため「せとうち観光アート論」「せとうち観光資源論」「四国巡礼研究」「四国観光史」を配置し、講義形式により授業を行う。

# CP4「職業専門科目群(実務)」

観光産業や観光による地域創生事業の実務に関連する理論及び知識を修得するとともに、 観光実務を体験的に学び、「思考力」を土台として、「実践力」と「協働力」を修得するため の授業科目として「職業専門科目群(実務)」に観光実務の理論と技能を学ぶ実務科目群を 配置し、授業科目の目的と難易度に応じて、科目区分を以下のとおり細分化する。

#### ①観光実務理論科目群

観光事業において重要な経営施策であり、また観光振興専門職にとっても不可欠な能力・技能であるホスピタリティ及びリスクマネジメントに関する能力を修得するための講義科目として、「ホスピタリティマネジメント論」「観光リスクマネジメント」を配置し、講義形式により授業を行う。

# ②観光事業論科目群

観光実務の実践のための基盤となる能力を修得するとともに、臨地実務実習後の観光実務に関する理論と知識の総まとめと定着を図るための授業科目として、「観光事業論」「交通産業論」「宿泊産業論」「地域創生事業論」を配置し、講義形式により授業を行う。

③臨地実務実習事前学修科目群 ホスピタリティ業務に関わる「技能訓練」の基礎を修得するための授業科目として「ホスピタリティ実務実習A・B」を配置し、学内における実習形式により授業を行う。また、臨地実務実習における実習の目的、内容、日程、留意事項などを体系的に指導し、学生が臨地実務実習で効果的な学修成果を達成するために必要な授業科目として、「観光支援ビジネス実務基礎論」「観光実務基礎論」「観光実務応用論」を配置し、演習形態を含む講義形式により授業を行う。

④臨地実務実習科目群 観光実務の基礎から応用、マネジメントに至るまでのスキルを修

得するとともに、観光振興、観光による地域創生の観点から観光事業を企画・立案・運営するために必要な能力を修得するための授業科目として「臨地実務実習Ⅱ」「臨地実務実習Ⅲ」を配置し、学外における実習形式により授業を行う。

⑤臨地実務実習事後学修科目群 臨地実務実習の実践的学修の成果を振り返り、それらを 理論的に整理しながら、今後の学修に有機的につなげることを目的として、「観光支援ビジネス実務発展論」「観光実務発展論」「観光実務マネジメント論」を配置し、演習形態を含む 講義形式により授業を行う。

# CP5「職業専門科目群(観光英語)」

インバウンド観光の多様な状況に対応するための観光英語力を修得するための授業科目として、初級から応用へと段階的に「観光基礎英語  $I \sim II$ 」「観光英語  $I \sim IV$ 」を配置し、演習形式により授業を行う。

# CP6「展開科目群」

観光関係以外の異分野から、「①企業やNPO法人、地域社会等における組織及び事業運営能力(マネジメント力)」及び「②事業イノベーションや地域社会の魅力を創出するための情報力や創造力(情報力・創造力)」に関する応用的な能力を修得するための授業科目として、「経営学」「中小企業論」「コミュニティデザイン論」「マーケティング論」「起業論」「ICTと IoT」「人工知能概論」を配置し、講義形式により授業を行うとともに、「ファシリテーション実習」「ICT 実習」「人工知能プログラミング実習」「マップデザイン実習」「メディアコンテンツ実習」を配置し、実習形式により授業を行う。

#### CP7「総合科目」

3年間で学修した全教科の成果を統括し、他の学生との協働で「観光地研究」を実践することにより、観光振興専門職としての総合力と課題解決力を修得するため、「専門演習」を通年で配置し、演習形式により授業を行う。

#### CP II (学修形態)

学修の形態は、授業の内容によって、講義形式と演習形式及び実習形式に分かれる。なお、 講義形式においてもグループワークやワークショップ等の演習形態が取り入れられる場合 がある。

#### CPⅢ (成績評価の在り方)

授業時間と事前・事後学修時間を確保し、各科目の到達目標毎に対応する成績評価基準で適 正な成績評価を行うことによって、卒業要件・学位授与のための単位を実質化する。成績評 価の方針と基準については、シラバスに明記する。

#### CPIV(教育の質の保証)

各科目のディプロマ・ポリシー及び成績評価の在り方をシラバスにおいて学生に提示し、学生による授業評価アンケートを実施し、 教職員と学生が相互に協力して点検しながら、教育研究開発会議及び教育課程連携協議会が、教育改善をPDCAサイクルによって不断に推進・点検する。

アドミッション・ポリシー (入学者の受け入れに関する方針)

本学は、観光による交流が世界規模に拡大し、観光が21世紀の基幹産業となった時代に、

観光振興専門職を目指して学修することを通じて、世界の動向を見渡しながら地域社会の発展に貢献する人材の育成を目的とする。そこで、本学は次のようなアドミッション・ポリシーを掲げ、本学で学ぶにふさわしい意欲・意志及び知識・能力を有する学生を受け入れる。

# I 入学者に求める意欲・意志

- 1 観光振興のエキスパートとしての技能を身に付け、世界の動向を見渡しながら、地域社会の持続可能な発展に貢献しようという意欲を持つ者
- 2 思考力、実践力、協働力の鍛錬という教育目標を理解し、みずからのキャリアを形成しようという固い意志を持つ者
- 3 生涯に渡ってより充実した日常生活を送るための自己啓発の基礎を身に付けることに 強い意欲を持ち、あらゆる状況で創造的に対応しようとする態度を有する者
- Ⅱ 入学者に求める知識・能力
- 1 知識・技能
- ①これからの観光学の分野では、インバウンドへの対応が重要になってくる。このため、高 等学校で習得すべき英語の基本的な知識と能力を身につけている学生を受け入れる。
- ②また、英語のみならず、日本文化を学び、世界とのかかわりの中で日本文化を広く紹介するための基礎となる国語及び日本史、世界史、地理のいずれかの科目を習得していること。
- ③さらに、観光や美術、音楽、工芸技術等のいずれかの知識や技術を身につけていることが 望ましい。
- ④専門高校卒業生においては、専門分野である観光や美術、音楽、工芸技術等に関するいずれかの知識や技術を身につけていることを重視し、評価するが、基礎学力として、国語及び 日本史、世界史、地理のいずれかの科目を習得していることが必要である。
- ⑤職業経験を有し、企業等に勤務していた社会人においては当該職業経験から得られる知識及び技能も評価して受け入れる。
- 2 思考力・判断力・表現力等の能力
- ①みずから課題を発見し、みずから解決策を見出すことのできる基本的な思考力、判断力と 問題解決能力
- ②本学での学修や臨地実務実習等において、円滑に対応できる基本的な文章能力とコミュニケーション能力
- 3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度
- ①他者と協調しつつ、課題解決に向け効果的な議論ができる基本的な論理構成力
- ②みずからの意見を正確に、かつ有効に伝えることのできるプレゼンテーションの基本的 能力

## 1-2-5 教育研究組織の構成との整合性

本学は、観光専門職の「修得すべき能力と教育上の目標」を、ディプロマ・ポリシーと教育課程によって達成するために、各科目の特性と他の科目との対応関係に基づき、学術系と 実務系の専任教員、並びに兼任教員をそれぞれ適正に配置している。観光専門職の育成にあたっては、「思考力」、「実践力」、「協働力」という三つの基礎力が地域観光学科の教育課程 を通して修得されるので、理論的な思考力を涵養する科目については、主に学術系教員が、また実務的な「思考力」、「実践力」、「協働力」を鍛錬する科目については、主に実務系教員が担当する。学術系と実務系の教員は、「教育研究開発会議」での研究会等を通して緊密に連携し合い、教育・学生指導にあたる。本学の観光専門職教育を支える研究組織についても、学術系教員グループと実務系教員グループに分かれる。

学術系と実務系の両教員グループには、それぞれに統括者としての専任教授を配置する。 その統括者として、学術系では観光学の研究と教育に豊富な業績を有し、博士(観光学)を 取得した専任教員が配置され、また実務系では観光実務と行政について豊かな経験を有し、 その業績が高い社会的評価を受けている専任教員が配置されている。さらに、学術系と実務 系の両教員グループを統括するのは、国内外で長い実務の経験と評価の高い実績を積み重 ね、実務引退後に国立大学観光学部で6年に渡る教育歴を有する学長である。学長、学術系 統括者、実務系統括者は、三者間に本学の教育の理念と実践方針が十二分に共有されていて、 本学の創設と運営に取り組む。この三者と全教職員もまた本学の教育理念とその実践方針 を共有することによって、本学の専門職短期大学としての教育体制と建学の精神を、創設時 から完成年次までに堅固にして、その伝統を持続可能にする礎を築きあげてきた。

また、学術系と実務系の両教員グループ相互間のコミュニケーションや意思疎通は、円滑である。両教員グループは、研究報告会や教育研究開発会議において、それぞれに研究や教育の課題について、共同で取り組んでいる。同会議で検討された FD 運営では、教育歴が比較的浅い若手教員やみなし専任教員に対して、本学の教育理念や教育目標の共有が図られ、さらに全専任教員によって、教育課程の運営に関する改善点や変更点が常に議論されている。

以上のように、本学の教員研究組織の構成は、本学の使命・目的および教育目的の履行に あたって整合性が保たれている。

# (3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

本学の使命・目的及び教育目的は、設置認可において明確に記述され、学内に共有され、 学外に公表された。

本学の使命・目的及び教育目的が揺らぐことはない。本学は、それらの使命・目的・教育理念を堅持しながら、本学の開学時に見舞われたコロナ禍の後の観光と観光産業の動向を見据えて、三つのポリシーに則した教育課程の改善に取り組みたい。その上で、完成年次後の中期計画では、① 地域連携の強化、② 使える英語プログラムの開発と適用、③ 臨地実務実習の充実、に焦点を当て、本学の使命・目的・教育理念を実現する観光専門職教育を目指していく。

## 【基準1の自己評価】

本学設置の使命・目的及び教育目的は、詳細かつ明確に設定され、簡潔に文章化されている。本学は令和3(2021)年以来、果たすべき目標等を明確に定め、履行してきた。また、三つのポリシーは本学が目指すところを明確に反映し、詳細に定められている。三つのポリシーには、本学の教育組織の構成、本学が育成する人材像、各々の教育内容が、的確に反映

されている。またこれらについては、ホームページをはじめとする各媒体を通して学内外に 公表され、周知が図られている。

以上より、求められる基準1の要件を満たしていると判断される。

# 基準2. 学生

- 2-1 学生の受け入れ
- 2-1-①教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持
- (1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明および自己評価)

# 2-1-①教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、観光による交流が世界規模に拡大し、観光が 21 世紀の基幹産業となった時代に、 観光振興専門職を目指して学修することを通じて、世界の動向を見渡しながら持続可能な 地域社会の発展に貢献する人材の育成を目的とし、次のようなアドミッション・ポリシーを 掲げ、本学で学ぶにふさわしい意欲・意志及び知識・能力を有する学生を受け入れる。

# 1) 入学者に求める意欲・意志

- 1. 観光振興のエキスパートとしての技能を身に付け、世界の動向を見渡しながら、地域社会の持続可能な発展に貢献しようという意欲を持つ者
- 2. 思考力、実践力、協働力の鍛錬という教育目標を理解し、みずからのキャリアを形成しようという固い意志を持つ者
- 3. 生涯に渡ってより充実した日常生活を送るための自己啓発の基礎を身に付けることに強い意欲を持ち、あらゆる状況で創造的に対応しようとする態度を有する者
- 2) 入学者に求める知識・能力
  - 1. 知識·技能

ること。

- ①これからの観光学の分野では、インバウンドへの対応が重要になってくる。このため、 高等学校で習得すべき英語の基本的な知識と能力を身につけている学生を受け入れる。 ②また、英語のみならず、日本文化を学び、世界とのかかわりの中で日本文化を広く紹介するための基礎となる国語及び日本史、世界史、地理のいずれかの科目を習得してい
- ③さらに、観光や美術、音楽、工芸技術等のいずれかの知識や技術を身につけていることが望ましい。
- ④専門高校卒業生においては、専門分野である観光や美術、音楽、工芸技術等に関するいずれかの知識や技術を身につけていることを重視し、評価するが、基礎学力として、 国語及び日本史、世界史、地理のいずれかの科目を習得していることが必要である。
- ⑤職業経験を有し、企業等に勤務していた社会人においては当該職業経験から得られる知識及び技能も評価して受け入れる。
- 2. 思考力・判断力・表現力等の能力
- ①みずから課題を発見し、みずから解決策を見出すことのできる基本的な思考力、判断

# 力と問題解決能力

- ②本学での学修や臨地実務実習等において、円滑に対応できる基本的な文章能力とコ ミュニケーション能力
- 3) 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度
- ①他者と協調しつつ、課題解決に向け効果的な議論ができる基本的な論理構成力
- ②みずからの意見を正確に、かつ有効に伝えることのできるプレゼンテーションの基本的能力

アドミッション・ポリシーは、大学案内、ホームページ、入学試験募集要項等に明示している。年10回開催しているオープンキャンパス・入試説明会、月に2回開催しているオンライン学校説明会および事前予約制による個別相談会や、高校訪問、外部会場で実施される会場ガイダンス等において、大学概要と合わせて入学志望者や高校教員などの進路選択関係者に説明し、周知している。

# 2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

## 1) 入学試験の種類

本学の入学者選抜の実施については、文部科学省通知の「令和5年度大学入学者選抜実施 要項」に基づき、学科長を委員長とする「入試・広報委員会」において実施要項を定め、入 学者の確保に努め、入学者選抜を実施している。

入学試験問題は、学科長を委員長とする入試作問委員会にて審議し、小論文課題は、学科 長が任命した入学試験問題作成委員が作成し、外国語(英語)試験は、高等学校における英 語教員経験者2名に外部委託し作成している。入学試験問題の適否は厳正に審査し、適正な 問題を作成している。作成した入試問題ならびに受験者ごとの応募書類は事務局にて保管 している。

入学試験実施日は、試験担当者全員が集合し、学科長指揮の下入学試験実施に関する打合 せをし、厳正な試験を実施するよう努めている。

合格者の判定は、学科長が指名した採点委員からの結果を事務局広報課入試室がとりまとめ、入試・広報委員会にて合格予定者を決定した後に、受験者の名簿、成績および判定基準を教授会に提出し、学長が最終合格者を決定している。

学生募集要項の作成、入学願書の受付、合格発表等の業務は、入学者選抜規程により事務 局が処理をしている。

#### 1. 総合型選抜入学試験

学力だけでなく、本学での学修動機や意欲、将来の目標が明確に描かれているかなどのほか、高等学校における特筆すべき活動や観光振興専門職をめざす上での能力や適性などを 多面的かつ総合的に判断するために、3つの方式で選抜をしている。

#### ① レクチャー方式

本学専任教員の講義(40分)を受講し、講義内容に関する課題に回答する形式の小 論文(60分)と面接(個人面接20分程度)を課すもので、出願資格を満たすすべ ての者を対象とする。その他、自己推薦書、調査書を含めて、総合的に合否を判定 している。

入学志望者が事前に本学で行われる授業の内容を知り、入学後の円滑な授業の受講 と学修を目的として実施しているため、受験前にも模擬授業の受講体験ができる入 試説明会を開催し、受験生の参加を促している。

# ② フェバリット方式 I · II

高等学校での活動や保有する資格、成績、特技等やそれに至るまでの取り組みや努力、または、観光振興のエキスパートをめざす意志と意欲を評価している。その活動や成果などを自己推薦書、活動等を証明する書類(または学修計画書)、および小論文(60分/800文字)と面接(個人面接20分程度)で伝えることができる者を対象とする。その他、調査書等を含めて、総合的に合否を判定している。

(出願資格)

フェバリット方式I

評定平均値が高く、学業成績が優秀な者

フェバリット方式Ⅱ

次の7項目のうちいずれかに該当する者

- a: 高等学校などの公認部活動団体に2年以上在籍して意欲的に取り組んだ者、また は部活動以外で、文化、芸術、スポーツの分野で優れた成績を収めた者
- b: 生徒会役員や各種学校行事の実行委員長等を務め、主体的かつ協働的に活動した特筆すべき実績を有する者
- c: 観光、地域振興、文化振興、文化財の保存活用等の分野に興味があり、自主的な研究活動や継続的なボランティア活動に取り組んだ者
- d: 実用英語検定試験準2級以上、「TOEIC L&R」400点以上、および他の英語外部検 定試験において、これらと同等以上の成績と認められるスコアまたは資格を有して いる者。ただし令和3(2021)年度以後に取得したスコアまたは資格に限る。
- e: 英語以外の検定試験、コンクール等において、特筆すべき成績や評価を収めた者 f: 上記 a~e のために、出願の前年度及び前々年度において意欲的に取り組んだことを説明できる者
- g: 観光振興のエキスパートをめざす強い意志・意欲を有し、本学入学後の具体的な 学修計画書を作成し発表することができる者

# ③ プレゼン方式

本学から提示する課題についてのプレゼンテーション試験(10分程度)と、プレゼンテーションに関する口頭試問および面接(個人面接 20分程度)をオンラインで実施している。出願資格を満たすすべての者を対象とする。その他、自己推薦書、調査書を含めて、総合的に合否を判定している。

#### 2. 学校推薦型選抜入学試験

# ① 指定校推薦

本学が指定する高等学校の現役生について、高等学校における調査書の評定平均値が 一定以上であり、本学を専願して、合格後には必ず入学することを確約でき、高等学 校長等が推薦する者を対象とする。面接(個人面接 20 分程度)、出願時に提出する小 論文課題(600 文字)、調査書等出願書類を含めて総合的に合否を判定している。

# ② 公募推薦

高等学校の現役生、および高等学校卒業後1年以内の人で、出身高等学校長の推薦が得られ、真摯に観光振興のエキスパートをめざす者を対象とする。小論文(60分/800文字)、面接(個人面接20分程度)、調査書等出願書類を含めて総合的に合否を判定している。

# 3. 一般選抜入学試験

アドミッション・ポリシーに基づき、英語の学科試験(60 分/マークシート方式)と面接(個人面接 20 分程度)を実施し、調査書等出願書類を含めて総合的に合否を判定している。英語の学科試験は、「コミュニケーション英語 I」および「コミュニケーション英語 I」で基本的な英語能力を問う問題を出題している。

# 4. 社会人入学試験

1年以上の職業経験があり、大学入学資格を有し、原則として令和 6 (2024) 年 4 月 1日に満 22 歳以上であり、学び直して観光振興専門職をめざしている者を対象としている。 小論文 (60 分/800 文字)、面接 (個人面接 20 分程度) を実施し、職業経歴書等出願書類を含めて総合的に合否を判定している。

【表 1】入学者に求める知識・能力等の評価方法

入学試験区分	知識・能力	能力 1 知		知識・拮	支能		2 思 判断力•			∈を持って  態度	意欲
	評価方法	1	2	3	4	6	1	2	1	2	意志
	志望理由書						0	0			0
	自己推薦書							0		0	
総合型選抜	活動実績書							0		0	
入学試験	調査書	0	0	0	0						
	小論文						0	0			0
	面接						0	0	0	0	0
	調査書	0	0	0	0						
学校推薦型 選抜入学試験	小論文						0	0			0
	面接						0	0	0	0	0
	志望理由書						0	0			0
	職業経歴書					0					
社会人選抜 入学試験	成績証明書	0	0	0	0						
	小論文						0	0			0
	面接						0	0	0	0	0
	調査書		0	0	0						
一般選抜 入学試験	学科試験(英語)	0									
	面接						0	0	0	0	0

## 2)入学前教育

令和 5(2023)年 12 月までに実施した総合型選抜、学校推薦型選抜、社会人選抜入試で受験をした入学予定者に対し、入学前の課外学習として e-learning による入学前教育を行っている。内容としては株式会社進研アドが提供する「学問サキドリプログラム」を採用し、学生の取り組み状況、課題の得点、全体の傾向、アンケート回答の結果については学内で共有し、入学後の円滑な学修支援・指導に活用をしている。

# 2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

定員数の確保については、重要事項として全学体制で取り組んでいるが、令和 3(2021)年 4月の開学以来その充足には至っておらず、令和 3(2021)年度 16 人、令和 4(2022) 年度 12 人、令和 5(2023)年度 20 人となっている。その大きな要因としては、以下の 2 点が考えられる。

まず、開学初年度である令和 3(2021)年度に定員未充足となったのは、設置認可が令和 2(2020)年 10 月 23 日付であり、この時期まで学生募集活動を行えず、また高校 3 年生の多くは進路決定をした後であったため、入学検討者を逃してしまった。

さらに、同時期に新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が始まったことがあり、高校 訪問や、オープンキャンパス、対面での外部会場ガイダンスの中止を余儀なくされ、計画し た広報活動に大きな制限を受けた。新しい学校種である特長的な教育課程の理解につなが るまでの周知・説明が行えず、地域・業界における大学認知が浸透しなかった。 次に、新型コロナウイルス感染症の影響による社会活動・国際交流活動の停止、さらに観 光関連業界に与えた壊滅的なダメージは、高校生をはじめ、保護者、高校教員など進路選択 に関わる人たちに対して、観光業界に対するイメージを大きく低下させることになった。

しかしながら、令和 5 (2023) 年度においてコロナ禍の収束により、観光業界が復活の兆しをみせていることから、今後はこれまで以上に広報・募集活動を強化し、PR・SNS を利用して、大学の認知、入学志願者との接触機会を増やしていくことに努め、適切な入学定員として令和 6 (2024) 年度生から見直しをした入学定員 40 名の入学生数を確実に確保していく。

【表 2】令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度入学者数の推移

	R3(2021)年	R4(2022)年	R5 (2023) 年
総合型選抜入試	8	6	6
学校推薦型選抜入試(指定校)	4	4	9
学校推薦型選抜入試 (公募)	1	2	0
社会人選抜入試	0	0	4
一般選抜入試	3	0	1
合 計	16	12	20
入学定員に対する定員充足率	20%	16. 2%	25%

#### (3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

専門職大学および専門職短期大学は、新たな教育機関として平成 31(2019)年からできた新しい学校種であるが、その教育の特長についての社会認知度については未だ課題があると認識しており、今後もより一層の広報活動が必要である。専門職大学および専門職短期大学の教育の特長のみならず、「観光学」や「観光業」の魅力について、近隣の高等学校における出張授業や探究学習への参加をして浸透を図る。

今後の広報・募集活動においては、開学から3年間で築きあげた観光業界との密なつながりによる臨地実務実習遂行のノウハウや、地域や産業との連携活動等、初の卒業生を輩出し、その就職率が92%であった実績をもとに、地域社会の発展に貢献する人材を育成する「信頼に足る教育機関」であることを説明していくと同時に、入学検討者の志望クラス別(航空、鉄道、宿泊、観光地域創生)や、住んでいるエリアなどを考慮し、細かなターゲット別に分け、MA(マーケティングオートメーション)ツールを活用し、ターゲットが参加したくなるオープンキャンパス企画の開催、入試説明会などを展開していく。

また、中高生時代に学んだ英語能力を、観光の現場で使える能力として「つなぐ」英語教育を実践することにより、国際関係業種志望の学生もターゲットとするマーケティングの展開を加える。

さらに、アドミッション・ポリシーを体現している在学生によるオープンキャンパス運営を進め、オープンキャンパス等での本学の教育内容の特長や、特色である臨地実務実習の説明について、高校生等により理解しやすいものに工夫をしていくなど、PDCA サイクルを確実に回し続け、志願者の確保に努めていく。

- 2-2 学修支援
- 2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-②TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実
- (1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明および自己評価)

#### 2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、開学当初より学修にかかわる支援をはじめとする様々な領域において、全教員・職員が一体となり、きめ細やかな学修支援に努めている。

オフィスアワーの設定のほか、入学年度は必修科目である「基礎演習」の担当教員が、1 年次後半から3年次前半は臨地実務実習担当教員が、3年次からは「専門演習」担当教員が、 学生の相談窓口として、切れ目のない支援ができる組織としている。

令和 5(2023)年度中、教務委員会は 21 回、学生委員会は 6 回、実習運営委員会は 13 回実施し、担当教員・助手・事務担当者間で連携を密にとり、必要であれば教授会等にて学生情報の共有をはかっている。

特に、令和 3(2021)年・令和 4(2022)年においてはコロナ禍、令和 5(2023)年度においては観光産業の回復期中における状況の変化にも、担当教員の尽力と連携体制によって、教育到達目標に達する臨地実務実習を行なうことができた。

また、キャリアセンターによる個別面談を2年生中に2回実施し、学生の就職希望情報に について、いつでもきめ細やかな支援をするべく、随時実習担当教員や専門演習担当教員と 共有をしている。

早期に入学を決定した入学予定者に対しては、外国語(英語)を中心とした入学前教育を課し、さらにプレイスメントテストの成績によって、「観光基礎英語 I」「観光基礎英語 II」を2つのクラスに分けて、能力に応じた細やかな学修指導を実施した。さらに、リメディアル教育として、外国語(英語)能力の課外講座を実施。令和 5(2023)年度は、1年生の希望者を対象に、 $4\sim8$  月にかけて 8 回、 $12\sim1$  月にかけて 7 回開講し、学生の学修支援に努めた。

# 2-2-②TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA (Teaching Assistant) はおいていないが、特に臨地実務実習、その事前事後学修科目については、教員と助手が中心となって、事務職員との頻繁な情報交換を通して、円滑な実習の実施に努めている。担当教員・助手は、実習期間中に学生から毎日提出される「活動日誌」を確認し、随時実習施設担当者との調整をしている。

また、令和 3(2021)年度より、臨地実務実習を経た上位学年による、臨地実務実習説明会を 学内で実施し、後輩から先輩に質疑応答ができる機会を設けたことで、実習に対しての不安 の払拭、ならびに学修効果を高めるための実習中の観察ポイントなどを学生視点で共有で きるようにした。

# (3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

教員と員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備については、前述したとおり、開学時より、学生ニーズに合わせて協力・連携体制を整え、ほぼすべての領域において対策が講じられるようになっていると思われるが、完成年度を迎え、3 学年すべての学生に対して十分な学修支援を行なうために、令和6(2024)年度より助手を2名増員する。

また、中高生まで学んできていた英語能力を、さらに本学での3年間で観光業界の現場で使える能力としてつなげていくために、大学での英語教育経験豊富な専任教員を迎え、常に質問や学修フォローができる体制を整える。

さらに、学生委員会・教務委員会等においては、必要に応じた開催のみならず、定期開催 もすることとし、恒常的に学修支援についての点検・改善ができる体制とする。

# 2-3 キャリア支援

# 2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

# (2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明および自己評価)

# 2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学は、卒業後に観光産業及び観光による地域創生事業で活躍し、観光振興と地域社会の発展に貢献できる観光振興専門職の養成を目的としている。この目的を達成するため、社会的・職業的自立に関するキャリア形成支援においては、教育課程の内と外の連携と補完のもとに、学生の多様な個性・意欲に対応できるようきめ細やかな指導と手厚い支援体制を整備している。キャリア支援の取組については以下のとおり実施した。

#### 1)教育課程内の取組

## ①キャリア支援に関する科目

本学の全ての学生は、入学初年次からの3年間の教育課程、特に職業専門科目において、 観光振興専門職に必要な知識と技能を理論的かつ実践的に学び、自らの職業観、勤労観を培 い、社会人として必要な資質能力を形成していく。

具体的には、カリキュラム・ポリシーに基づき設定された科目として、「ホスピタリティ 実務実習A・B」「臨地実務実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「キャリアデザイン論」「専門演習」等の科目 を配置している。

まず1年次第2クォーターの「ホスピタリティ実務実習A・B」、1年次第3クォーターの「臨地実務実習I」、2年次第2・4クォーターに配置された航空・鉄道・宿泊・観光地域創生の4つの進路別に実施する「臨地実務実習II・III」という実習科目において、観光振興専門職としての実務体験を通じて、自己の目指す専門職の意義や役割を考えることを目的とし、実習指導者の指導のもと、社会人として必要な知識と技能を修得する。

また、2年次第3クォーターに「キャリアデザイン論」を配置し、単に卒業時点の就職を

目指すだけではなく、自らの手で主体的にキャリアを構想・設計することにより、これからの人生を長期的に見通し、より豊かなものとしていくためのキャリア形成の知識を身に付け、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指す。

3年次を通して学習する「専門演習」においては、2年次修了までに観光振興専門職を目指して学んだ全授業科目と、本演習と同時に学ぶ全授業科目との学習成果を総括し、自らの職業観・勤労観を醸成し、社会人として必要な資質能力の形成を図る。

# ②臨地実務実習

「臨地実務実習  $II \cdot III$ 」については、将来の就職を視野に入れ、2 年次から希望する進路別にクラスを選択し、クラスに応じた施設において臨地実務実習を実施している。2 年次第2 クォーターに6 週間の「臨地実務実習 II」を実施し、学生は選択した業界の最前線において実務能力を身に付けるとともに、より業界を理解し職業選択における自らの適性理解を深めている。

「臨地実務実習Ⅱ」が修了後、臨地実務実習ごとに実習内容を振り返る科目が設置されており、学内において実習で得た知識や経験を振り返り、2年次第4クォーターに配置されている「臨地実務実習Ⅲ」に向けて準備を進める。この繰り返しが、職業理解の深化に繋がり、就職先での定着率のアップへと繋げる教育課程となっている。

さらに「臨地実務実習Ⅲ」が配置されているのは2年次第4クォーターであることから、 学生は現場における長期の実習後、速やかに就職活動に移行することで、よりリアルな業界 のイメージを持ちつつ就職に向けた活動を行うことができる。

#### 2) 教育課程外の取組

# ①キャリアセンター

学生の就職活動を支援するキャリアセンターを学内に設置し、本学の専任教員1名をキャリアセンター長として配置している。また職員では、学生課3名がキャリアセンターを兼務し、学生の就職活動を支援する体制を整えている。

#### ②就活ガイダンス

本学では2年次の4月と10月に就活ガイダンスを実施している。1回目(4月)のガイダンスでは、就職活動を始めるに当たっての動機づけに重きを置き、活動のスケジュールや心構え、就職手引きや教材の案内、各種就活サポート講座の案内等を行った。また外部講師を招いて就職活動の動向と流れについて指導した。また2回目(10月)のガイダンスにおいては、「臨地実務実習Ⅲ」修了後すぐに活動を開始できるよう就職活動の進め方など意識付けを行った。

#### ③個別面談

「臨地実務実習Ⅲ」および「臨地実務実習Ⅲ」の修了後、学生が実習での経験を通じ、職業意識がどのように変化したか、実習修了ごとに学生全員の個別面談を実施した。特に「臨地実務実習Ⅲ」修了後の面談については、進路希望調査も併せて行い、具体的な活動内容に

ついて相談した。

その後も希望に応じ継続的に随時面談を行い、学生にはリアルタイムに指導できる体制を取った。

#### ④就活サポート講座

穴吹学園の広報・キャリアセンターと連携し、下記のとおり就活サポート講座を実施した。

就活サポート講座① 就活入門講座

就活サポート講座② 企業研究

就活サポート講座③ 自己分析(全2回)

就活サポート講座④ 面接対策講座(全3回)

就活サポート講座⑤ 小論文対策講座

# (3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

本学は、令和3年(2021年)4月に開学し、本年度で完成年度を迎え、初めての卒業生を送り出した。結果としては、観光業界への就職率は高い水準を得ることができた。しかし課題となる点もあり、続く2期生についても、より充実した支援体制の構築が必要である。

臨地実務実習とキャリア支援の連携も課題のひとつであり、臨地実務実習で得た職業理解をどのように就職活動に関連付けていくか検討を進める。

また本学では2年次の2月中旬まで臨地実務実習を実施しているが、昨今の就職活動早期化により活動時期が実習時期と重なる分野も出てきていることなどから、学生の就職活動スケジュールも再検討していく必要がある。

それらを踏まえ、学生が満足のいく進路選択ができるよう、キャリアセンターの支援方針 を明確にし、さらに充実したサポートが実施できるよう取り組んでいく。

# 2-4 学生サービス

# 2-4-①学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

- (2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明および自己評価)
- 2-4-①学生生活の安定のための支援
- 1) 健康・学生生活への支援
- ①学生相談室について

本学では、大学単体としてではなく、学校法人全体として常勤している公認心理師を配置 し、固定した相談日は設けず、相談の希望があった時に相談日の調整を行い実施している。 学生への周知については、学内システムにおいてカウンセリング方法を周知する。

②オフィスアワーについて

授業や大学生活のこと、将来のキャリアに関することなど様々な相談を受けられるよう

各教員がクォーター毎に週 1 回以上のオフィスアワーを設定し、学生とコミュニケーションを取りながら支援している。

#### ③医務室について

校舎 1 階の事務局内に保健室を設け、学生が体調不良等を申し出た際の休養スペースとなっている。

# ④学生休憩スペース等の充実

学生が昼食スペースや休憩時間をすごせる場を提供するため、校舎 1 階にある学生ラウンジや学生自習室等を設置し、学生は授業の間の休憩や交流などに利用している。

またトレーニングジムやエクササイズルームを設置し、空き時間や放課後、長期休暇中などに学生の健康増進や交流等で自由に使用できるようになっている。

# ⑤オリエンテーション及び健康診断

新入生に対しては、入学式終了後、新入生オリエンテーションを実施し、翌日に履修ガイダンスを実施した。オリエンテーションの実施要領については、学科長、学生委員会および学生課職員にて検討し作成している。

新入生オリエンテーションでは、学生便覧および履修に関する事項について学生課長が担当している。また履修ガイダンスにおいて、学科長より大学での学修、実習担当教員より臨地実務実習の概要について説明し、それを踏まえ履修登録について学生課職員より手続きについて説明している。

図書館の利用については、別途図書館司書より学生への周知を実施している。 なお健康診断については、履修ガイダンス終了後に全学生を対象に実施している。

## ⑥避難訓練

年に2回(6月・12月)避難訓練を実施している。実施は、事務局および穴吹学園ホールを管理運営している穴吹エンタープライズの職員と合同で実施し、避難経路の確認および避難誘導、消火設備の確認等を行った。

# ⑦奨学金給付・貸与等による支援

#### (1) 成績優秀者特待生制度(1期)

総合型選抜、学校推薦型選抜(指定校推薦・公募推薦)、社会人選抜において、12月21日 以前の合格発表で合格した者を対象とし、特待生制度を希望する方は「特待生トライアル試 験」を受験したうえで、学科試験(英語)の成績が80点以上の者から選考し、授業料半額 (3年間)を免除した。

#### (2) 成績優秀者特待生制度(2期)

一般選抜入試(A日程・B日程)の合格者のうち、英語の学科試験が80点以上の上位成績 優秀者から特待生を選考し、授業料の半額(3年間)を免除した。

# (3) 入学前予約給付奨学金制度

本学に入学を希望する意欲の高い受験生が経済的な理由により本学への進学を断念することが無いよう、入学前に授業料の一部免除を確約する支援制度を追加した。

#### (4) 入学生保有資格特待生制度

入学までに、実用英語検定試験2級以上に合格もしくはTOEIC L&R500点以上に到達し

た者に入学金相当額を免除している。

# (5) 実習奨学金制度

2年時の臨地実務実習Ⅱ及びⅢにおいて、航空クラスを選択する者を対象に1年次の成績 等から選考し、穴吹チャレンジ奨学金として2年時の授業料から10万円を免除している。

#### (6) 在校生·卒業生親族入学優遇制度

2 親等内の親族に穴吹カレッジグループの在校生・卒業生がいる場合、授業料から 10 万円を免除している。

# (7) 日本学生支援機構奨学金

【表 3】令和 5 年度 給付奨学金・貸与奨学金学生数及び給付・貸与率

種	別	学生数(人) 給付・貸与率(%)
給付奨学金		7人
給付率(給付者数	女/在籍者数)	15.6%
貸与奨学金	第一種	10 人
	第二種	0人
	併用貸与	3 人
	合 計	13 人
貸与率(貸与者数	女/在籍者数)	29.5%

# 2) 学生の自治・課外活動への支援

#### ①学友会

学生自治組織である学友会については、本学ではまだ設置されていないため、今後、学生 相互の親睦向上および福利厚生に関する運営を実施するため、設置に向けた体制整備を進 める。

#### ②大学公認サークル数

大学に届け出のあったサークルは、音楽サークル(4名)、せとうちスイーツ&クッキングサークル(4名)、せとうちPRサークル(10名)、茶文化研究サークル(7名)、せとうちスポーツサークル(7名)、美術サークル(3名)となり、所属学生数は延べ35名になる。

# ③大学祭

本学における大学祭「青海波祭」は、2年目を迎え、学生による青海波祭実行委員会を中心に準備を進め、10月8日(日)に開催された。サークルイベントや模擬店の他、学生が薦める瀬戸内の名産品を紹介するせと短物産展を初開催し盛況に終えることができた。

#### (3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

健康・学生生活への支援については、①~⑦に示したように、オフィスワークを含めた学生相談体制、経済的支援等、多面的に学生支援の体制を構築していく。しかしこれらの支援体制については、まだ十分とは言えないため、今後より一層の支援体制充実を目指す。

また学生自治・課外活動については、学友会の設立などが未構築であるため、サークルの 管理を含め、学生の課外活動の活性化に向け、支援体制を整備していく。

- 2-5 学修環境の整備
- 2-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-②実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④授業を行う学生数の適切な管理
- (1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

- (2) 2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 2-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

# 1) 校地·校舎

せとうち観光専門職短期大学のキャンパスは、校地の最寄りには、ことでんバス株式会社「せとうち観光専門職短大」のバス停があり、高松駅バスターミナルからは乗車して約 17 分で通学することができる。

校地・校舎の用途面積は、表1、2の通りである。

【表4】校地の用途別面積

区分		専用	共用	共用する他の 学校等の専用	計	備考
校舎敷	地	5, 092. 80 m <sup>2</sup>	$0\mathrm{m}^2$	$0\mathrm{m}^2$	5, 092. 80 m²	運動提用地位 東明学校党协
運動場用	地	$0\mathrm{m}^2$	3, 830. 00 m <sup>2</sup>	$0\mathrm{m}^2$		運動場用地は、専門学校穴吹 リハビリテーションカレッジ
小	計	5, 092. 80 m <sup>2</sup>	3, 830. 00 m <sup>2</sup>	$0\mathrm{m}^2$	8, 922. 80 m²	(収容定員300名、面積基準 なし)と共用。校舎敷地と別
その	他	$0\mathrm{m}^2$	397. 00 m²	$0\mathrm{m}^2$	6, 772. 06 m <sup>2</sup>	地 (直線距離6.24km、バス20
合	計	5, 092. 80 m <sup>2</sup>	4, 227. 00 m²	$0\mathrm{m}^2$	15, 694. 86 m²	ガ)

【表 5】建物の用途別面積

	区分	専用	共用	共用する他の 学校等の専用	計
校	舎	7, 756. 36 m²	$0\mathrm{m}^2$	$0\mathrm{m}^2$	7, 756. 36 m²

本学の校地・校舎は高松市の所有である。また、専門職短期大学設置基準の主要数値と比較すると、校地面積・校舎面積ともには設置基準面積を満たしている。

キャンパスが住宅地区の近辺にあるため、運動場を近隣に確保することが困難であるが、 専門学校穴吹リハビリテーションカレッジと共用でグラウンドを確保しているため、教育 に支障はない。

# 2) 校舎等施設の整備

校舎等の施設は、高松市屋島西町 2366 番 1 の高松市が所有する旧高松テルサの土地 11467.86 ㎡を借り受けて、専門職短期大学用の校舎敷地としている。

1階には、事務室、図書室、学生相談室、保健室、キャリア支援室、学生控室、学生自習室、講堂(511人収容)、トレーニングルームを設置している。図書室、学生相談室、保健室、キャリアセンター、学生控室、学生自習室は、事務室を囲むように配置し、各種手続き

や事務的相談に立ち寄りやすい場所に確保した。また、学生控室は、吹き抜け構造となっており、学生が自由に食事や歓談などの休息に使える開放的な空間にしている。学生自習室(149 ㎡)は、隣接する川の眺めに憩える空間であり、そこへ学生が自由に使える机・椅子を60 席以上配置し、レポート作成などに利用できる部屋としている。キャリアセンターは、就職支援の相談・指導、資料保管の部屋としている。

2階には、教室、情報処理室、宿泊・料飲・受付をロールプレイング形式で学修することができる実習室、そして、文化教養室 (66畳の和室)、エクササイズルームを配置している。また、情報処理室には、42台のパソコンを整備し、授業時間以外の空いた時間には学生に開放し、学生がレポート作成等の自習に活用できるようにしている。エクササイズルームは、1階のトレーニングルームと共に、学生の健康維持促進のための施設としている。

3階には、教室、大講義室(100名収容)、会議室を配置している。講義や演習などの学修の主要なフロアとなる。2階の教室6部屋と、3階の教室7部屋と大講義室を合わせて14部屋の教室があり、本学の収容定員240名(40名6クラス)の学生が、授業を受けるのに充分な教室数を確保している。大講義室は、マイク設備やモニターを設置することで、後ろに座る学生にも配慮した教室としている。4階には、学長室、研究室、演習室、会議室、せとうち観光学研究所を配置している。演習室として、4階に4部屋設置している。ただし、演習については、新型コロナウイルス感染予防のため、演習室より広い普通教室を利用し、授業を実施している。さらに、1階から4階まで、無線LAN環境を整備し、学生はもとより、教職員も常時、どの教室でもインターネットへ繋げる環境にしている。

## 2-5-②実習施設、図書館等の有効活用

#### 1) 実習施設

2 階の実習室には、宿泊・料飲・受付サービスをロールプレイング形式で学修することができる教育上必要なカトラリー、テーブル、フロントデスク、ベッド等の器具・設備を備えている。2 階には、情報処理教室 (PC ルーム) を備え、最新式のパソコン 42 台を備えており、さらに 2023 年度に Adobe Illustrator 2023 を 12 ライセンス導入した。

研究室は、4 階に合計 14 室の研究個室を設けている。各研究室には、個別の研究机、椅子、書棚、学生指導書用机、椅子 3 脚、トイレを備え、良好な研究環境を整備している。また 4 階のせとうち観光学研究所には、観光学の理論に基づき、瀬戸内地域の観光事業と観光産業を研究するために、助手 2 名が常駐している。

#### 2) 図書館

1階に、図書館(402.7㎡)を設置し、図書 6,248冊(内洋書 546冊)、定期刊行物 1,988冊(内洋雑誌 52冊)、視聴覚資料(DVD等)203点を整備している(2024年3月末時点)。本学が掲げる教育目標、養成する人材像及び専門分野、教育課程などに照らして、観光分野の和書・洋書を含めて、購入や寄贈により整備した。幅広い教養教育のために一般教養科目についても人文科学・社会科学・自然科学分野の図書を体系的に整備した。今後も継続的に整備を進めていく。

本学の図書館は、学生の学習上の利便を図り、また大学の教育・調査・研究活動全般を支援するため、観光学および地域振興関係の学術書を収集し、提供するとともに、主要な学術

雑誌へのアクセスを保障する。和書・一般図書に関しては、具体的には、人文分野、社会科学分野、自然科学分野の3分野に分け、哲学や宗教関係からコンピューター、プログラミング関係まで基本的な図書を幅広く選定している。時代に即した新鮮な蔵書構成を配慮しつつ、各分野の図書を体系的に整備し、同時に各分野での学問の変遷に配慮しつつ評価の定まった代表的な研究書や古典の収集にも留意し、今後も継続的に整備を進めていく。

図書館には、閲覧席 56 席(総定員 240 名の約 24%)を、主に窓側に向かって配置し、明るく開放的な空間とし、学生の自習や課題研究施設として、余裕のある施設となっている。検索のためのパソコンや、個別学修できるブースタイプのキャレルデスク、複数の学生と一緒に話し合いながら書籍を閲覧することができるグループ閲覧室も配置し学生の研究・制作等に活用できる場としている。また、出入り口付近にカウンターを配置し、図書担当職員が常駐し、利用者からの様々な要望に対応できる体制を整えている。さらに、CD-ROM や DVDの視聴用にノートパソコン 4 台を配置している。

# 3) 情報処理室

2階には、情報処理室(82.3 m²)があり、最新式のパソコンを42台設置しており、学生数に対し充分なパソコンを完備している。講義で使用する以外にも、講義の空き時間には学生のレポート作成等に使用できるようにしている。

2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

#### 1) トイレ

各階のエレベーター付近に多目的トイレを整備し、障がい学生等に配慮している。水道は全てセンサー式である。

#### 2) 講義室・実習室

エレベーター1基のエレベーターを設置し、講義室等への導線は平坦で、出入り口には段差を設けずに車いす使用者が通過可能な幅を確保している。また、玄関にはスロープを配置し、キャンパスの多くの場所がバリアフリー化している。

#### 3) 立地

校地の最寄りには、ことでんバス株式会社「せとうち観光専門職短大」のバス停があり、 高松駅バスターミナルからは乗車して約17分で通学することができる。

#### 2-5-④授業を行う学生数の適切な管理

本学の入学定員は、1 学年あたり 80 名であり、各科目の受講生数は、最大 40 名としている。臨地実務実習科目については、実習施設における実習プログラムや実習条件等によって人数が異なり、おおよそ 2 人~20 人程度で実施している。基礎演習と専門演習については、20 名以下の規模で指導している。2 階に普通教室 6 教室 (72~84 ㎡)、3 階に普通教室 (72~84 ㎡) 7 教室と大講義室、4 階に演習室を 4 部屋整備している。3 階には 100 名収容の大講義室を設置し、新型コロナウイルス感染拡大時には、通常の講義も大講義室で実施することで、感染予防に努めた。

# (3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

専門職大学の大きな特徴である40人以下の少人数教育の実践のための普通教室(72~84

㎡)を13 教室と演習室(29 ㎡)4 教室を整備しており、専門職大学が求める少人数教育に対する目的を果たしている。このように普通教室を多く確保したことで、新型コロナウイルス感染拡大期には教室内の適切なソーシャルディスタンスを確保することができた。また、新型コロナウイルス感染拡大に対応できるよう、オンライン授業の実施用に、遠隔授業配信用のモニター、カメラ、マイクとパソコンを追加整備した。今後、新型コロナウイルスのような新たな感染症が発生しても教室の機能や機器設備は十分に果たされる。その他、学生の学修成果向上のために、Wifiルーターも増設した。

情報処理室のパソコンに、令和 5 (2023) 年度に、授業の実習に必要な Adobe Illustrator 2023 を 12 ライセンス導入した。

施設の耐震は、平成5 (1993) 年3月の建設であり、当時の耐震基準に適合している。なお、ホール天井とロビーの高天井は、不適格のため令和6 (2024) 年度に改修工事を予定している。

- 2-6 学生の意見・要望への対応
- 2-6-①学習支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意 見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③学習環境に関する学生の意見、要望の把握・分析と検討結果の活用
- (1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由(事実の説明および自己評価)

#### 2-6-①学習支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、担任制は導入していないが、1年次に配置されている基礎演習および3年次に 配置されている専門演習、また2年次では進路別クラスに分かれた際の実習担当教員が担 任に代替する立場となり、学生の学修支援を担っている。

授業に関する内容については、クォーター毎に実施される授業評価アンケートにより、各 授業に対する学生の意見・要望を把握する機会としている。学生評価アンケートの内容につ いては、事務局で集計され、各教員に結果を周知している。

# 2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意 見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生のメンタル的な問題については、相談窓口として公認心理師の資格を有するカウンセラーを配置し、学生の精神的な悩みの相談を受け付ける。ただ常駐している場所が他の校舎となるため、学生の希望に応じカウンセリングの日程を調整し実施する。また経済的な問題については、各種奨学金制度や特待生制度の活用を含め、総務課もしくは学生課が窓口となって対応している。

学生生活全般に関する問題については、全教員によるオフィスアワーの設定、また1年次

に配置されている基礎演習の担当教員、3年次に配置されている専門演習の担当教員、もしくは学生課が学生からの相談を受け付け、日々の悩みを聴取している。受け付けた内容によって、学科もしくは大学として対応が必要な案件に対しては、学生委員会、教務委員会を含め対応について協議している。

# 2-6-③学習環境に関する学生の意見、要望の把握・分析と検討結果の活用

学習環境に関する学生の意見の把握については、オフィスアワー、基礎演習および専門演習の担当教員、もしくは事務局窓口となる学生課を通して学生の意見を聴取している。さらに新設の大学であることも踏まえ、一部の科目の授業の中で大学の改善点などをテーマとしたグループワークを実施して、学生からの要望や提案を受けた。そこで得た要望や提案については、学生委員会または教務委員会などを通して協議され、すぐ改善できるものは改善し、今後に向けた課題となるものは引き続き検討を進めている。

令和 5 年度における新型コロナウイルス感染症の学習環境への影響については、学生数が少ないこともあり、一部オンライン対応を導入した他に大きな影響は受けず実施することができた。

# (3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

学生の意見や要望の把握については、オフィスアワー等の窓口だけでなく、アンケートの 実施や意見箱の設置など、意見や要望が出しやすくする方法等も検討するとともに、学生へ のフィードバックの仕方についても検討を進める。

また心身の悩みや就職に関する悩みを持つ学生への対応がより重要となることが想定されるため、学生相談室の体制の構築、またキャリアセンターでのキャリア支援の充実が必要である。

# [基準2の自己評価]

基準2は、アドミッション・ポリシーに則った上で、学生への様々な支援の実践を求める内容と理解される。本学は開学して3年が経過したところであるが、当初から学生目線に立ったきめ細かい体制をとるべく、実践と模索を繰り返し、体制の構築につとめてきた。入学充足率の低迷を除けば、他の項目は、求められる要件を満たしていると判断した。ただ、初年度入学生の入学から卒業までの一回りを経て、入口から出口までの課題も少なからず発見された。今後は、教員と学生間の緊密な情報の共有・対話を図り、多様な観点から学生目線に立った支援体制の強化に努めたいと考えている。

以上より、求められる基準2の要件を満たしていると判断した。

# 基準3. 教育課程

- 3-1 単位認定、卒業認定、修了認定
- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了 認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用
- (1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

# (2) 3-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 3-1-①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の教育は、観光による交流が世界規模に拡大し、観光が21世紀の基幹産業となった時代において、卒業後に観光産業や観光による地域創生事業において活躍しながら、観光振興 と地域社会の発展に貢献できる観光振興専門職の育成を目的としている。

そのためには、「自学自修の態度」や「思考法」を身に付けたうえで、「観光の理論と知識」「観光実務の理論と技能」を学修し、「事業イノベーションや地域社会の魅力を創出することができる応用的能力」の修得に努めなければならない。そのために以下の要件を修得したうえで、本学が定める卒業要件を充たし、本学の教育課程を修了した者に対して、本学は観光短期大学士 (専門職)学位を授与する。

#### DP1 (自学自修の熊度形成)

「自学自修の態度」を養い、理論や実務を学ぶために重要な基礎技能を身に付け、生涯に 渡り充実した日常生活と有意義なキャリアデベロップメントを実現することができる。

# DP2 (思考法の修得)

基礎科目における学術科目によって「思考力」を養い、基礎的な思考法を身に付けて、現 実を的確に捉えることができる。

# DP3 (観光の理論と知識の理解)

観光学の理論と観光に関連する知識を身に付け、観光振興専門職としての「思考力」を磨き上げながら、観光事象の実態とその変化を学ぶことによって、社会現象としての観光の現実を捉えることができる。

#### DP4 (観光実務の知識と技能の修得)

観光産業や観光による地域創生事業の実務に関連する理論・知識を学んだうえで、観光実務を体験的に学び、「思考力」を土台として、「実践力」と「協働力」を身に付けることによって、観光振興専門職として職場の状況や問題を分析でき、チームワークで問題を解決できる。

## DP5 (観光英語力の修得)

観光英語力を身に付けることによって、インバウンド観光の多様な状況に対応できる。 DP6 (他分野の応用的な能力の修得)

観光関係以外の異分野から、次のような「応用的な能力」を身に付けて、観光振興専門職 として実践的かつ創造的な職務に積極的に取り組むことができる。

- ①企業やNPO法人、地域社会等における組織及び事業運営能力(マネジメント力)
- ②事業イノベーションや地域社会の魅力を創出するための情報力や創造力(情報力・創造力)

# DP7 (観光振興専門職としての総合力の育成)

3年間で学修した全教科の成果を統括する専門演習において、他の学生との協働で「観光 地研究」を実践することにより、観光振興専門職としての総合力と課題解決力を身に付け て、観光振興と地域社会の発展のための課題に果敢に挑戦することができる。

以上のように、本学では教育目的に即して策定したディプロマ・ポリシーの内容を大学案内および学生便覧に明示しており、学内において周知を図っている。同時に、本学ではディプロマ・ポリシーを本学ウェブサイト上で公開しており、広く世間の目に触れるよう努めている。

3-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーに基づいた、本学において求められる最低限の学修成果を踏まえ、 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を策定し、周知している。単位認定基準と成績評価 については本学学則の第24条および履修規程の第10条に、進級基準については履修規程の 第15条に、また、卒業認定基準については学則第34条および35条に明示されており、それら を学生便覧に掲載することで周知を図っている。

3-1-③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定基準と成績評価については本学学則の第24条および履修規程の第10条に、進級 基準については履修規程の第15条に、また、卒業認定基準については学則第34条および35条 に、それぞれ以下のように定められており、厳正に適用している。

# ・単位認定基準と成績評価

(学修の評価及び単位の認定)

第24条 本学は、各授業科目を履修した者に対して、試験その他適切な方法により総合的に 学修の成果を評価し、単位を認定する。

- 2 試験の成績は、100点をもって満点とし、その学修の評価は、A (80点以上)、B (79点~70点)、C (69点~60点)、D (59点以下)をもって表し、60点以上をもって合格とする。
- 3 各授業科目の出席時間数が、講義・演習科目においては全授業時間数の3分の2、実験・ 実習・実技科目においては全授業時間数の5分の4に満たない者については、単位認定を行わ ない。

#### (成績評価)

第10条 前条の規定による授業科目の成績評価は、100点満点で60点以上を合格とし、60点 未満を不合格とする。 2 成績評価は以下の成績基準により行う。

A:80点以上、B:70点以上79点以下、C:60点以上69点以下、D:60点未満

# • 進級基準

(進級要件)

第15条 1年次第3クォーターの臨地実務実習 I の単位を取得できない場合は、2年に進級することができない。

2 2年次第2クォーターの臨地実務実習Ⅱ及び第4クォーターの臨地実務実習Ⅲの単位を取得できない場合は、3年に進級することができない。

# • 卒業認定基準

(卒業要件)

第34条 本学を卒業するためには、3年以上在学し、96単位を修得しなければならない。ただし、第13条第1項又は第14条第1項の規定により入学した者の在学すべき年数は、それぞれ第13条第2項又は第14条第2項の規定により定められた年数以上とする。

#### (卒業認定)

第35条 前条に規定する要件を満たした者については、教授会の議を経て学長が卒業を認 定する。

- 2 卒業の認定に係る基準は別に定め、あらかじめ学生に明示する。
- 3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書、学位記を授与する。

本学学生便覧に記載されている科目区分別の必要単位数は以下の通りである。

【表 6】科目区分別の必要単位数一覧

科目区分	必要単位数					
	15 単位以上					
	以下の選択科目のうち、6単位以上					
	①企業の社会的責任					
# ****	②法と社会					
基礎科目	③災害と防災の科学					
	④ビジネスコミュニケーション					
	⑤信仰の歴史					
	⑥異文化理解					
職業専門科目	62 単位以上					

	以下の選択科目のうち、4単位以上		
	①せとうち観光アート論		
	②せとうち観光資源論		
	③四国巡礼研究		
	④四国観光史		
	以下の選択科目のうち、2 単位以上		
	①交通産業論		
	②宿泊産業論		
	③地域創生事業論		
	以下の選択科目のうち、1単位以上		
	① ホスピタリティ実務実習 A		
	② ホスピタリティ実務実習 B		
15 単位以上			
	以下の選択科目のうち、4単位以上		
展開科目	①中小企業論		
	②コミュニティデザイン論		
	③マーケティング論		
	④起業論		
総合科目	4 単位以上		

## (3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

成績評価と単位認定については学則に則り、担当教員の責任において厳正に行われている。卒業認定については、本学開学以来初となる令和5 (2023) 年度卒業生全員の修得単位数を教務委員会で確認・判定を行い、それを教授会で審議・承認され、厳正に行われた。進級基準についても卒業認定と同様の手続きで厳正に行われたが、本学における進級の要件である臨地実務実習 I の履修要件が、「1年次の第1クォーター及び第2クォーターの職業専門科目の単位を取得しないと」履修不可であるという少々厳しいものであったため、令和6 (2024) 年度より「1年次の第1クォーター及び第2クォーターの職業専門科目の単位のうち4分の3を取得」すれば履修可能とする予定である。

# 3-2 教育課程及び教授方法

- 3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④教養教育の実施

# 3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

## (2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学はディプロマ・ポリシーに則り以下のようにカリキュラム・ポリシーを策定し、教育 課程を編成・実施している。

#### CP I (教育課程の編成)

ディプロマ・ポリシーで定めた7つの教育目標を達成するため、「基礎科目群(自学自修)」、「基礎科目群(思考法)」「職業専門科目群(学術)」、「職業専門科目群(実務)」、「職業専門科目群(観光英語)」「展開科目群」、という6つの科目群と、「総合科目」という1つの科目から成る教育課程を編成する。各科目群に配置される科目は、履修の順序に従って、その内容が「基礎から応用へ」ないしは「初級から上級へ」と配列する。

#### CP1「基礎科目群(自学自修)」

「自学自修の態度」を養い、理論や実務を学ぶために重要な基礎知識や技能を修得するための授業科目として、「基礎科目群(自学自修)」に「基礎演習」及び「キャリアデザイン論」を配置し、講義及び演習形式で授業を行う。

#### CP2「基礎科目群(思考法)」

「思考力」を養い、基礎的な思考法を修得するための授業科目として、「基礎科目 (思考法)」に「文化論」「地理学」「企業の社会的責任」「法と社会」「ビジネスコミュニケーション」「信仰の歴史」「異文化理解」「災害と防災の科学」「介助実務実習」 を配置し、講義及び実習形式により、授業を行う。

# CP3 「職業専門科目群 (学術)」

観光学の理論と観光に関連する知識を身に付け、観光振興専門職としての「思考力」を磨き上げながら、観光事象の実態とその変化を学ぶための授業科目として、「職業専門科目群(学術)」に観光の理論と知識を学ぶ学術科目群を配置し、授業科目の目的と難易度に応じて、科目区分を以下のとおり細分化する。

#### ①観光学入門科目

観光振興専門職の基礎知識として身につけるべき主要な観光事象と、それらの事象を捉える理論や方法を修得するための授業科目として「観光学概論」を配置し、講義形式により授業を行う。

## ②地域観光論入門科目群

「地域資源」や「地域社会」に関する理解を深め、課題の発見や解決の方策の必要な思考法や調査手法を修得するために必要な授業科目として、「地域資源論」を講義形式により、「地域観光基礎実習」を実習形式により配置する。

## ③観光基礎理論科目群

観光学術理論の基礎的理論について考察し、観光研究に関する理論と方法論を修

得することにより、観光学術理論の基盤を形成するための講義科目として「観光社会 文化論」「観光振興・地域創生論」「観光行動論」「観光政策論」を配置し、講義形式 により授業を行う。

#### ④観光応用理論科目群

観光学術理論の応用的理論について考察し、観光振興専門職としての飛躍を図るために必要な能力を修得するための授業科目として「国際観光論」「観光文化施設論」「観光メディア論」を配置し、講義形式により授業を行う。

#### ⑤せとうち観光研究科目群

瀬戸内地域における観光の現実や課題、観光振興及び観光による地域振興に対する理解を深め、地域における観光振興の方法論と課題解決方策の発見等に必要な能力を修得するため「せとうち観光アート論」「せとうち観光資源論」「四国巡礼研究」「四国観光史」を配置し、講義形式により授業を行う。

# CP4「職業専門科目群(実務)」

観光産業や観光による地域創生事業の実務に関連する理論及び知識を修得するとともに、観光実務を体験的に学び、「思考力」を土台として、「実践力」と「協働力」を修得するための授業科目として「職業専門科目群(実務)」に観光実務の理論と技能を学ぶ実務科目群を配置し、授業科目の目的と難易度に応じて、科目区分を以下のとおり細分化する。

#### ①観光実務理論科目群

観光事業において重要な経営施策であり、また観光振興専門職にとっても不可欠な能力・技能であるホスピタリティ及びリスクマネジメントに関する能力を修得するための講義科目として、「ホスピタリティマネジメント論」「観光リスクマネジメント」を配置し、講義形式により授業を行う。

#### ②観光事業論科目群

観光実務の実践のための基盤となる能力を修得するとともに、臨地実務実習後の 観光実務に関する理論と知識の総まとめと定着を図るための授業科目として、「観光 事業論」「交通産業論」「宿泊産業論」「地域創生事業論」を配置し、講義形式により 授業を行う。

## ③臨地実務実習事前学修科目群

ホスピタリティ業務に関わる「技能訓練」の基礎を修得するための授業科目として「ホスピタリティ実務実習A・B」を配置し、学内における実習形式により授業を行う。また、臨地実務実習における実習の目的、内容、日程、留意事項などを体系的に指導し、学生が臨地実務実習で効果的な学修成果を達成するために必要な授業科目として、「観光支援ビジネス実務基礎論」「観光実務基礎論」「観光実務応用論」を配置し、演習形態を含む講義形式により授業を行う。

#### ④臨地実務実習科目群

観光実務の基礎から応用、マネジメントに至るまでのスキルを修得するとともに、 観光振興、観光による地域創生の観点から観光事業を企画・立案・運営するために必 要な能力を修得するための授業科目として「臨地実務実習 I 」「臨地実務実習 II 」「臨 地実務実習Ⅲ」を配置し、学外における実習形式により授業を行う。

## ⑤臨地実務実習事後学修科目群

臨地実務実習の実践的学修の成果を振り返り、それらを理論的に整理しながら、今後の学修に有機的につなげることを目的として、「観光支援ビジネス実務発展論」「観光実務発展論」「観光実務マネジメント論」を配置し、演習形態を含む講義形式により授業を行う。

## CP5「職業専門科目群(観光英語)」

インバウンド観光の多様な状況に対応するための観光英語力を修得するための授業科目として、初級から応用へと段階的に「観光基礎英語  $I \sim II$ 」「観光英語  $I \sim IV$ 」を配置し、演習形式により授業を行う。

#### CP6「展開科目群」

観光関係以外の異分野から、「①企業やNPO法人、地域社会等における組織及び事業運営能力(マネジメント力)」及び「②事業イノベーションや地域社会の魅力を創出するための情報力や創造力(情報力・創造力)」に関する応用的な能力を修得するための授業科目として、「経営学」「中小企業論」「コミュニティデザイン論」「マーケティング論」「起業論」「ICTとIoT」「人工知能概論」を配置し、講義形式により授業を行うとともに、「ファシリテーション実習」「ICT実習」「人工知能プログラミング実習」「マップデザイン実習」「メディアコンテンツ実習」を配置し、実習形式により授業を行う。

#### CP7「総合科目」

3年間で学修した全教科の成果を統括し、他の学生との協働で「観光地研究」を実践することにより、観光振興専門職としての総合力と課題解決力を修得するため、「専門演習」を通年で配置し、演習形式により授業を行う。

### CPⅡ (学修形態)

学修の形態は、授業の内容によって、講義形式と演習形式及び実習形式に分かれる。なお、 講義形式においてもグループワークやワークショップ等の演習形態が取り入れられる場合 がある。

# CPⅢ (成績評価の在り方)

授業時間と事前・事後学修時間を確保し、各科目の到達目標毎に対応する成績評価基準で 適正な成績評価を行うことによって、卒業要件・学位授与のための単位を実質化する。成績 評価の方針と基準については、シラバスに明記する。

#### CPIV (教育の質の保証)

各科目のディプロマ・ポリシー及び成績評価の在り方をシラバスにおいて学生に提示し、 学生による授業評価アンケートを実施し、教職員と学生が相互に協力して点検しながら、教 育研究開発会議及び教育課程連携協議会が、教育改善をPDCAサイクルによって不断に 推進・点検する。 本学ではカリキュラム・ポリシーの内容を学生便覧にすべて掲載しており、学生への周知を図っている。また、本学ウェブサイトでも公開しており、世間に周知されるよう努めている。

# 3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のディプロマ・ポリシーに定めた教育目標(DP1「自学自修の態度形成」、DP2「思考法の修得」、DP3「観光の理論と知識の理解」、DP4「観光実務の知識と技能の修得」、DP5「観光英語力の修得」、DP6「応用力の修得」、DP7「観光振興専門職としての総合力の育成」)を実現するためカリキュラム・ポリシー策定し、それに即して科目が体系的に配置され、一貫性が保たれている。

授業科目すべてについてシラバスを作成し、配当年次、科目区分、授業概要、到達目標、 授業計画、成績評価方法、テキスト、参考書、授業時間外学修、課題に対するフィードバッ ク、受講ルール等を記載している。その際、教育課程が体系的に編成されていることを示す ために、授業ごとに「関連するディプロマ・ポリシー」を明示している。

## 3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は専門職短期大学設置基準に従い、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目から構成している。また、各科目群の授業科目については、養成する人材像とその人材に必要な能力を分析したうえで、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを策定し、それに応じた授業科目を体系的に構成している。

#### • 基礎科目

観光学の理論を学ぶための基礎となる「地理学」と「文化論」を必修科目として開設する一方、選択科目には、「企業の社会的責任」「災害と防災の科学」「ビジネスコミュニケーション」などを配置することで、大学教育において重要な「思考力」を涵養するとともに、職業専門科目における観光学の理論を学修する基礎を築いている。また、観光振興においては、高齢者や障がい者への適切な対応が重要となってくるため、その基礎的な知識と技能を学修する「介助実務実習」を必修科目として配置している。

## •職業専門科目

「観光の理論と知識」を学修する学術科目と「観光実務の知識と技能」を学修する実務科目をバランスよく配置している。また、地域の観光についても学修するため地域観光論基礎科目を配置し、それらがせとうち観光研究科目群に繋がっていくように配置している。この2つの系統は相互に関連しており、これにより系統的かつ複合的な学びを担保している。なお、「観光振興・地域創生論」は、これらのせとうち観光研究科目群を学ぶ前提条件となる必修科目である。

一方の実務科目では、観光実務理論や観光事業理論を必修科目として学修した後、「ホスピタリティ実務実習A・B」を学内実習として学修し、「臨地実務実習I~Ⅲ」により多彩な実習施設における臨地実務実習が展開される。それぞれの臨地実務実習には事前学修と事後学修を必修科目として配置するとともに、実務科目の締めくくりとして、「交通産業論」

「宿泊産業論」「地域創生事業論」を配置しており、「観光実務の知識と技能」が系統的に学修できる。

# • 展開科目

企業やNPO法人、地域社会等における組織及び事業運営能力、事業イノベーションを生み出すための情報力や創造力の育成を目的として、経営関係科目と情報関係科目を中心に配置する。これにより、学生が卒業直後の進路のみを意識するのではなく、職業経験や社会経験を経た後の将来像を見据えた総合的な教育を展開することができる。

### • 総合科目

これまでに学んだ全科目の学修成果を学生自身で総括することを目的として「専門演習」を設置している。本演習において学生は、「観光地研究」という統一テーマについて、担当教員による指導の下で、他の学生と協力しながら調査研究を行う。この演習のフィールドワークやワークショップを通して、観光振興専門職にとって不可欠となる新たな課題を自ら発見する力、その課題を主体的に学ぶ力、課題に協働で取り組む力、課題を解決する力を身に付ける。

以上のように、観光の理論を学びつつ、瀬戸内や四国の観光事業の成果や成功事例を教材 にした学修と研究が可能となるよう、教育課程が体系的に編成されている。

#### 3-2-④教養教育の実施

本学では、観光専門職業人になるための特色ある科目を配置する一方で、大学における学 びの基礎や、一般教養を身につけるための科目も配置している。

初年次教育として、学生たちが大学において自立的・自律的に学ぶのに必要な基本事項を 修得するための、少人数で編成された「基礎演習」を配置している。ここでは、授業の聴き 方、ノートのとり方、本の読み方、レポート作成法、資料の探し方、プレゼンテーションの 方法など、大学における学修方法に留まることなく、卒業後に高度な専門職業人としても必 須のスキル修得を目指している。

また、基礎科目として1年次には「文化論」「地理学」「法と社会」「災害と防災の科学」、 2年次には「ビジネスコミュニケーション」「信仰の歴史」「異文化理解」などが配置されて おり、学生が一般教養を学修する機会となっている。

さらに、1年次には「観光基礎英語 I」「観光基礎英語 II」「観光英語 I」、2年次には「観光英語 II」「観光英語 II」、3年次には「観光英語IV」を配置しており、観光の現場においては言うに及ばず、ますますグローバル化していく現代社会を生きていくための素養を修得する機会をもうけている。

#### 3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、それぞれの授業は常に開放されており、教員が相互に見学することが可能である。授業の見学後、教員同士で意見交換(ピアレヴュー)が行われており、教授方法の工夫や開発にとって効果的な機会となっている。

FD研修は、「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」(SPOD)の研修プログラムを利用

して、学内で年1回行われている。また、毎年8月下旬に3日間行われる「SPODフォーラム」の研修プログラムを個別に受講することで、それぞれに研鑽を積んでいる。

学生への授業評価アンケートはクォーターごとに、年4回行っている。アンケート結果は 事務局によって回収・集計され、その結果は各教員に示される。各教員はその結果をもとに 授業の問題点を把握し、授業の改善に努めている。

令和5 (2023) 年度の授業評価アンケートにおいて、各クォーターの全教員の総合評価平均は、スコア5を満点として、第1クォーター4.3、第2クォーター4.2、第3クォーター4.4、第4クォーター4.1であった。これは、いずれの授業も学生から高い評価を受けていることを示すものである。この結果は、教員がそれぞれ授業の質の向上に努めていることを学生たちが認めているものと理解できる。

## (3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに則って体系的に配置された教育科目による現行の教育課程を遂行することで、本学が目指す人材の育成が可能であると考えている。もちろんFD研修プログラムやピアレヴュー、授業評価アンケートの結果等を積極的に活用することで、各教員が日々の研鑽に努めることは言うまでもない。

現在、社会のニーズに応えられるカリキュラム策定が必要であることから、教育課程連携協議会において審議された改善内容については、その内容を教育課程に適宜反映させ、改善していく。

#### 3-3 学修成果の点検・評価

- 3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-②教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック
- (1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

#### (2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学はアドミッション・ポリシーに則って学生を確保し、カリキュラム・ポリシーに則した教育課程を編成して科目を配置し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学生を輩出している。本学ではアドミッション・ポリシーで定めた通り、地域社会の持続可能な発展に貢献しようとする意欲を持ち、思考力、実践力、協働力の鍛錬という教育目標を理解し、あらゆる状況で創造的に対応しようとする態度を有する者を求めている。入学試験時の小論文や面接、入学後の学生面談等を通じて、本学の学生は概ね期待通りの者であると判断している。

カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーに則った学修成果の点検・評価方法 については、本学では在学期間を通じて入学時・2年次・3年次・卒業時の4回、「学修態度の 測定」を行っている。これは「ものごとには積極的に取り組む方である」や「かなり先の目 標を持っている」などといった「ある状況において行動を準備する心理的構え」について回 答するよう作成された質問紙調査である。そのデータを自己率先性、相互依存性、行動多様性、興味深化性、展望長期性、地位志向性、自己統制性の7つの項目で分析し、レーダーチャートで示すことで、学修成果の点検・評価を行う一方、学生自身にも振り返りの機会を提供している。

本学開学以来初となる1期生(令和3(2021)年度入学生)が卒業するにあたり、卒業予定者全員に対して「学修態度の測定」結果を用いての個別面談を行ったところ、学生からは特に自己率先性、行動多様性、展望長期性、自己統制性についてのポジティブな回答が得られた。このことから、本学がディプロマ・ポリシーをしっかりと踏まえた学生を輩出できたことを示すものと判断できる。

3-3-②教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生への授業評価アンケートはクォーターごとに、年4回行っている。アンケート結果は 事務局によって回収・集計され、その結果は各教員に示される。各教員はその結果をもとに 授業の問題点を把握し、授業の改善に努めている。

本学では、それぞれの授業は常に開放されており、教員が相互に見学することが可能である。授業の見学後、教員同士で意見交換(ピアレヴュー)が行われており、教授方法の工夫や開発にとって効果的な機会となっている。

FD研修は、「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」(SPOD)の研修プログラムを利用して、学内で年1回行われている。また、毎年8月下旬に3日間行われる「SPODフォーラム」の研修プログラムを個別に受講することで、それぞれに研鑽を積んでいる。

# (3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

学修成果の点検・評価、およびそのフィードバックについては、学生による授業評価アンケート調査やピアレヴューを継続することによって、その都度改善に努める。それ以外でも問題点が浮上するごとに、教務委員会等において適宜改善策を模索・検討していく。

# 3-4 教育課程連携協議会

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学は、観光振興のエキスパートとして、観光産業及び観光による地域創生事業を牽引 しつつ、事業イノベーションや地域社会の魅力を創出することができる高度専門職業人を 養成することを目的に、本教育課程連携協議会を活用して社会構造の変化や各産業界の最 新の動向とニーズの的確な把握を行い、教育課程への反映に努めている。

本学の開学初年度である令和 3 (2021) 年度は、令和 3 (2021) 8月 24日(火)、令和 4 (2022) 年 2月 28日(月)の 2回、教育課程連携協議会を開催した。主な審議事項は以下のとおりである。

令和 3年度第1回協議会(2021年8月24日):本学の"教育課程の概要" について審

議を行った。本学からは、教育課程として基礎科目群・職業専門科目群(学術系科目と実 務系科目)・展開科目群・総合科目の目的と授業内容等を説明した。

委員からは、観光に携わる人が地元の良さを知って愛着を育むことが重要であり、本学においても地元理解を深めることをテーマにした授業をしてはどうかとの意見があった。これに対し本学からは、提案があった内容の職業専門科目群として、既に"せとうち観光研究"を設け該当授業を実施していることを説明した。また今後本学のせとうち観光学研究所などにおいてマイクロツーリズムやコロナ禍での観光事業について地元企業と共同で研究・調査を行うとともに授業カリキュラムに反映して行く旨の回答を行った。

令和3年度第2回協議会(2022年2月28日):前回協議会のフォローアップとして "地域産業界や地域社会との連携に関する科目"を中心に、事前に委員宛送付した本学の シラバスについて審議を行った。

本学からは"地域産業界や地域社会との連携に関する科目"に該当する科目群を説明した。また、いわゆる完成年度までは文科省に申請した科目の変更はできないが、自由科目のような形で適宜学生に提供していくこと、および「専任教員がせとうち地域や四国に関連する研究を進めているので、その研究成果を教育に取り入れていく旨説明行った。委員からは、観光に関わる地域振興や地域経済等についてケーススタディとマーケティングの戦略論をセオリーに沿って学ぶようなシラバスが必要との意見、また地域のマネジメントとサプライヤーとの関係やステークホルダーマネジメントの重要性、および最新の旅行者変化(サスティナブルツーリズムやレスポンシブルツーリズムなど)やトレンドについて、デジタルの活用なども伴い学ぶシラバスが必要との意見があった。このほか、大学でマーケティングを学んでいれば他大学との差別化により学生確保の面で優位に立つことが可能となるなどの意見も述べられた。これらの意見について本学からは、現行カリキュラムではマネジメント部分が弱いことを認識しているおり、今後マネジメントに関わる授業を強化拡充することで優位な人材を育成して行きたいとの回答を行った。

次年度となる令和 4 (2022) 年度以降についても、引き続き各年 2 回の教育課程連携協議会を定期的に開催しており、各回の主な審議事項は以下のとおりである。

令和 4年度第1回協議会(2022年8月24日):本学では、カリキュラムがタイトで長期間の実習も実施するため、学生に資格取得を勧めてはこなかったが、他大学では在学期間中の資格取得を魅力として訴求する傾向が見受けられる。このような状況を踏まえ、"教育課程における資格の位置づけ"について、各委員による審議を求めた。

委員からは、委員が所属する各企業においては資格保有を前提にはしていないこと、また本学においては特定の資格取得に時間を割くより、「観光の理論と知識」と「観光実務の知識と技能」を相互に融合しバランスよく修得するという本学の本来目標に基づく教育課程を実践すべきであるとの意見があった。また、英語をはじめとする語学力の涵養について、本学での教育課程においても重視すべきであるとの意見が出された。

これらの意見に基づき、本学では令和6(2024)年度より英語担当教員を強化することとしている。

令和4度第2回協議会 (2023) 年2月24日: "企業から見て有用と思う大学における 就職活動のバックアップ方法" について、審議を行った。 委員からは、学生の第一印象、熱意、スキル、専門性、即戦力性などが企業に十分伝わるようPRすること、エントリーシートの書き方、面接での自己アピールの仕方を支援するようなバックアップが必要との意見、また企業側採用活動早期化傾向のため3月内々定の動きもあるため、学生にはタイミングを逃さず早めに就活を始めることも重要などの意見があった。本学からは、これらの意見を今後学生へのアドバイスやカリキュラム反映などに活かして行くことと致し、その旨回答した。

令和 5 年度第1回協議会(2023年8月23日):委員所属企業の人事異動に伴い一部委 員の交代があったため、まず委員全員の紹介を行うとともに本学より改めて教育課程連携 協議会の目的および教育課程編成について説明を行った。その後令和6年春の採用に関 し、本学学生の就職活動状況の報告を行った。また"観光を取り巻く動向"把握の観点か ら委員所属の"各業界における採用状況"について意見を求め、各委員から以下のような 状況を聴取した。全般的に人手不足の状況が続いており、事業計画の制約となっている企 業もある。入社後は先輩社員とのコミュニケーションや顧客へのホスピタリティ提供が鍵 となっているので、これに関わるスキルを大学で養成してもらえればありがたい。(求め る人材について)人を相手にする仕事なので、人との会話を楽しめる人材を求める。時代 は変わってもホテルの在り方は変わっておらず、むしろ顧客はそれを求めている。コロナ 禍で旅行に行けなかった学生が多く、航空・ホテルの両業界を志望する学生が減ってい る。意欲がある学生を優秀な学生に育て観光を含めた業界に提供してほしい。内定辞退率 が高いため、入社後にモチベーション維持に向けた研修の充実を図っている。入社後にメ ンタル不調で辞める社員が一定数存在するが、採用面接だけではメンタルの部分が分かり にくいため、性格診断を含めた WEB テストや適性検査を導入している。スケジュール管理 やマルチタスクについても、大学内で教育してほしい。

令和5年度第2回協議会(2024年2月20日):産業界及び地域社会との連携による授業科目開設の観点から、"展開科目群を時代の変化に即した内容にする方法"について審議を行った。委員から、展開科目として採りあげるべき項目として以下のとおり様々な例示があった。「SDGs」「防災関係」「アイデアや発想の転換に関する科目」「柔軟な発想や世の中の流れに合致する授業」「経営者の意識を持ち、時代の変化を理解し落とし込める人材育成の科目」「脱炭素社会に向けて世界がどう考えているか理解する授業」「異文化理解、国際関係論、宗教学、世界の地域を理解できるような学問」「未来を変える可能性のある最新の学問」「P/L、BSなど決算書が読み込め経営視線で物事を見るための授業」「起業論」「DMOも含めた産官学連携」「メディア戦略など地域の観光戦略」「短期留学などのアウトバウンド体験」など。本学からは、文科省のAC終了後にこれらの意見をカリキュラム再構築の参考とする旨回答した。

上述のとおり、本学がめざす人材養成に相応しい教育課程について、本教育課程連携協議会を活用した産業界動向把握と学修成果の検証評価が適切に行われている。今後は文科省のAC完了の契機を捉えて教育課程連携協議会からの外部評価を取り入れた教育課程の再編等をさらに進めて行く計画であることも踏まえ、基準3-4の要件を満たしていると判断する。

なお令和 3 (2021) 年 8 月時点での教育課程連携協議会の構成員は、大学側の構成員 2

名、業界等構成員(以下、「業界側構成員」という。)8名で構成している。(任期は3年)本学の構成員は、表6の通り専門職大学設置基準第11条第2項に規定された構成員となっている。

【表 7】教育課程連携協議会構成員名簿(2021年8月時点)

番号	氏 名	現所属及び役職名		
1	を対する かっさ 安村 克己	せとうち観光専門職短期大学 観光振興学科 教授 (学科長)		
2	安本 幸博	せとうち観光専門職短期大学 観光振興学科 教授		
3	国务 伸二	公益社団法人香川県観光協会 専務理事		
4	淀谷 圭三郎	香川県政策部長		
5	有本 裕幸	一般財団法人岬の分教場保存会 二十四の瞳映画村・岬の分教場 専務理事		
6	坂本 良英	カサイホールディングス株式会社 オリビアン小豆島夕陽ヶ丘ホテル 総支配人		
7	たからだ ひでき 宝田 英樹	日本航空株式会社 西日本地区副支配人 西日本地区総務部長		
8	えざき せいいち 江崎 誠一	四国旅客鉄道株式会社 総務部人事課長		
9	いしむら しんたろう 石村 慎太郎	高松空港株式会社 空港営業部第1グループ グループリーダー		
10	村木 智裕	株式会社Intheory 代表取締役 DMO/インバウンド・デジタルマーケティングアドバイザー		

# (3) 3-4 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は専門職業教育において、産業界のニーズに沿った専門職の人材を輩出することを使命としている、社会情勢が目まぐるしく変化し、産業界の課題も複雑化している中で、今後、職業の在り方や働き方も大きく様変わりすることが予想される。このような状況に対応するため、教育課程連携協議会において、産業界等の最新の意見や要望等を常に把握分析し、教育課程の改善に活用することで観光を取り巻く動向を踏まえて産業界に求められる授業科目の開発、産業界及び地域社会と連携した教育課程の再編成や授業科目の開設等を実践することとする。

# 【基準3の自己評価】

本学においては、本学の定める三つのポリシーに基づいて学生を確保し、教育課程を編成し、学修成果の評価や検証を適切に行っている。教育課程の再編等については、教育課程連携協議会における審議結果や外部評価を踏まえて、観光産業をはじめとする各産業界や地域社会の要望に応えられる内容をもった授業科目の開設を目指している。

以上のことから、基準3の要件を満たしていると判断する。

#### 基準4 教員・職員

- 4-1 教学マネジメントの機能性
- 4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-3職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性
- (1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 4-1 教学マネジメントの機能性

# 4-1-① 大学の意思決定と数学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学は、教学に関わる意思決定及びマネジメントの最終責任者を学長と定める。学長のガバナンスを適切に保持するため、教学マネジメントに関する重要事項を審議する「運営協議会」が設置されている。運営協議会は、学長、学科長、事務局長、事務局管理職代表者から構成され、教学的観点と経営的観点を両立させつつ、バランスの取れた大学運営を履行する。運営協議会は、月1回、定期的に開催するほか、必要に応じて学長の招集により開催される。運営協議会の議長は学長となる。

運営評議会での決定事項は「教授会」(月1回開催)において報告あるいは審議される。 教授会は、本学学則第39条第1項・第2項及び教授会規程に則り、教育研究における重要事項を審議し、学長が意思決定を行うにあたり意見を述べることを目的とする。教授会は専任教員及び事務局長をもって構成される。審議事項及び意見を述べる事項は、以下のとおりである。

- ①入学試験の合否判定に関する事項
- ②学生の入学(転入学及び再入学を含む。)、卒業に関する事項
- ③学生の進級、休学、復学及び願い出による退学に関する事項
- ④学位の授与に関する事項
- ⑤教育課程に編成に関する事項
- ⑥学生の除籍に関する事項
- ⑦学生の賞罰に関する事項
- ⑧教員の採用及び昇任に係る教育研究業績の審査に関する事項
- ⑨その他学長が教授会の意見を求める事項

学長は教授会を招集し、議長を務める教授会は原則として月に1回、開催する。構成員 の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって教授会の意見とする。本学は小 規模校であることから副学長は置いていない。教授会の最終的決定は、学長によって判断 される。

また、学長は、必要に応じて、全教職員あるいは全教員との勉強会や会議において各情報の発信や情報の共有に努めている。さらに、学長は、定期的に全教員との個別面談を実施することにより、教員から様々な意見を聴取し教学に関する運営に反映する。

このように教学マネジメントに関して、学長は各種会合を通して組織的にリードするの みならず、学長からの教職員に対する絶え間ない教学関連の情報発信により、学長と教職 員との間の密なコミュニケーションを構築してきた。その結果として、本学の教学マネジ メントは円滑に運営されている。

# 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

教授会及び運営協議会で決定された教学マネジメントの基本方針乃至は決定事項を履行するため、その基本方針に即して、各決定事項がさらに具体的かつ詳細に審議及び提案される機関として、以下の「委員会」を設置する。

- ①自己点検·評価委員会
- ②入試·広報委員会
- ③教務委員会
- ④学生支援委員会
- ⑤ハラスメント防止委員会
- ⑥その他必要に応じて、学長が設置する委員会

委員会は、それぞれに専任教員及び事務局関係職員から構成される。各委員会は、事務局が担当する各業務と常に連動し、大学運営の実情及び学生・教職員の実態に即した審議及び提案を行う。各委員会の所掌事項及びその他必要な事項については、各委員会規程に定める。本学では、学長がリーダーシップを執るトップーダウン型管理指揮系統と、委員会における審議・提案によるボトムーアップ型権限移譲系統が、親密なコミュニケーションを通して交差することによって、円滑な運営を可能にする、小規模大学ならではの教学マネジメントが構築されている。

### 4-1-③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務局長は、総務を通して事務組織とその業務遂行を統括する。事務局には、総務、経理、教務、学生、入試、広報の担当の各課において、必要かつ適切な人材が配置されている。職員はそれぞれの役割を遂行して、事務局としての機能を果たしている。

#### (3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

本学では、学長のリーダーシップが発揮され、同時に、権限移譲された各会議・委員会の機能が相乗効果を生みだし得る教学マネジメントが、構築され履行されている。今後は、多様な課題に対処しつつ、学生一人一人を学修に動機づけ、その学習効果を向上できるよう、教職員が協働する教学マネジメントの体制と実践方策を、さらに改善していきたい。

- 4-2 教員の配置・職能開発等
- 4-2-①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-②FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施
  - (1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 4-2 教員の配置・職能開発等

## 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学は、教育目的及び教育課程に即し、特にカリキュラム・ポリシーに応じて学術系と実務系の教員を確保し、適正に配置した。学術系と実務系の両教員は、それぞれの研究活動と同時に、教育開発やFD活動にも従事している。

学術系と実務系のグループには、統括者としての専任教授を配置した。その開設から完成 年次までの統括者には、一方の理論系では観光学の研究と教育に豊富な業績を有し、博士 (観光学)を取得した専任教員が配置され、またもう一方の実務系では観光実務と行政について豊かな経験を有し、その業績が高い社会的評価を受けている専任教員が配置された。

本学の実務家専任教員 5 名は、職業専門科目群の実務系講義科目と、「専門職短期大学」 教育課程の特に主要な特徴の1つとなる実習系科目を中心に配置される。当該教員は、豊か な実務経験と社会的評価の高い研究業績とを有する専任教員3名と、長年の実務経験を持 ちながら現職においても活躍するみなし専任教員2名である。これらの実務家専任教員は、 主に職業専門科目群の実習科目及び専門演習に配置される。

教員の昇任については、開設から2年目の令和4 (2022) 年度に、2人の助教がACの人事審査を受けて講師となった。新規採用では、完成年次の令和5年度末に、学術系教員2人が他大学に転籍し、実務系教員2人が定年退職となったため、それぞれの担当教科について、教育課程と年齢構成に応じて、新たな教員4人を採用した。新規採用のさい、実務系教員においては、年齢構成の是正を図ったが、各教員の実務経験を重視したため、大幅な改善はできなかった。

# 4-2-2 FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容・教育方法の改善、並びに教員の資質向上は、主に教育研究開発会議によって実施された。教育研究開発会議は、FD研修・活動を以下の通り履行している。

#### ① シラバスの検討

各教員が構想し執筆するシラバスは、学生便覧に掲載する前に、委員会がその内容を検討する。改善点があれば、委員会がそれを勧告し、各教員は訂正・追加などを行う。また、授業が実際にシラバス通りに運用されているかどうか確認する。

- ② 教員相互授業参観・ピアレビュー 年に数度、委員会は授業を参観する。改善点があれば、勧告する。
- ③ 学生による授業評価

各学期末に学生による授業評価アンケートを全授業で実施する。集計結果は、各教員にフィードバックされ、各教員が講義内容や構成の改善に向けた取組を行っている。 授業評価アンケート結果は、大学ホームページに公表される。

④研修会の開催

教育力向上のため、学内外の講師による研修会を年2回程度実施する。

## (3) 4-2の改善・向上方策 (将来計画)

本学における教員の確保については、設置基準の専任教員数の規定に基づき、両学科いず れにおいても、教育目標及び教育課程に則して適切に教員は確保されている。引き続き、教 員の年齢構成を考慮しながら、観光専門職3年制短期大学としての教育研究の充実に努め たい。

また FD をはじめとする教育内容や方法等の改善や工夫については、FD 活動の実施と各教員の主体的な取組みにより、教育研究効果を高めている。なお、令和3 (2021) 年度から令和5 (2023) 年度までの学生授業評価では、全専任教員の年間平均評価点は、5 点満点中、それぞれ、令和3 (2021) 年度4.2、令和4 (2022) 年度4.3、令和5 (2023) 年度4.2であり、総じて高い評価を得ている。この結果は教員の教育の質の向上に対する研鑽の成果の表れと考えられる。今後も引き続き FD 活動の研鑽を続けていく。

#### 4-3 職員の研修

4-3-①SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

- (2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 4-3-①SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力 向上への取り組み

本学の教職員の資質・能力向上を図り、大学運営および大学改革を推進することを目的 として SD 委員会を設置し、大学全体として組織的に教職員の能力開発に取り組んでい る。

SD 活動の一つとして、開学時から「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」(SPOD) に加盟している。SPOD は四国地区の国公私立大学・短期大学および高等専門学校によって構成される教職員能力開発の大学間ネットワークである。令和3(2021)年7月には、SPOD 内講師派遣プログラムを活用し教職員を対象に「高等教育機関の職員に必要な能力と専門性」と題したオンラインによる研修を実施した。令和3(2021)年11月には「事例から考えるハラスメント」と題して対面による研修を実施した(受講者数17名)。その他、SPOD が開催する各種研修会や、SPOD 主催以外の研修会への参加を推奨し、教職員各自が

自己課題を見つけそれに対応する研修プログラムを受講している。

また、本学の公的研究費の管理・監査及び研究活動不正防止に関する規定に従い、本学で研究活動を行う専任教員と公的研究費の事務担当者を対象に日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコース [eL CoRE] を原則として着任時及び受講後3年毎に再度受講するようにしている。

## (3) 4-3の改善・向上方策 (将来計画)

全教職員を対象とした SD 研修について、令和 4 (2022) 年度と令和 5 (2023) 年度は研修会を開催できていない。各年度 1 回以上全教職員を対象の研修会を開催できるように努める。

# 4-4 研究支援

- 4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③研究活動への資源の配分
- (1) 4-4の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

(2) 4-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

本学の全ての専任教員に対して個別の研究室を整備している。学科長等の役職を持つ教員用の 29.9 ㎡を 3 室と一般教員用の 22.1 ㎡ (1 室のみパイプスペースの関係で 19.4 ㎡) の 10 室の合計 13 室を整備している。外から内部の状況が分かるように扉はガラス製としているが、各室に鍵を設置しているため個人情報や個別研究の内容が保持されるようセキュリティーは確保されている。鍵は各教員が管理するため、教員が不在の時に部外者が立ち入ることはなく、事務局には万一の時のためにマスターキーがあるが厳重に管理されている。

研究室内には、教員の机、書棚、打ち合わせテーブルと椅子(学科長等の役職をもつ一部の研究室は応接セット)を設置している。学生は、教育上の指導やオフィスアワー等で 気軽に教員研究室を訪ねることができるとともに、演習や研究の打ち合わせに使用することができる。

さらに、研究室がある4階には、せとうち観光学研究所を配置している。せとうち観光学研究所は、本学の専任教員及び客員研究員等が観光学の理論に基づき、瀬戸内地域の観光事業と観光産業について研究するための部屋(44.2 ㎡)となり、図書及び資料を配置・公開するための書棚や研究会開催のための机、椅子、プロジェクター、データベース作成のためのパソコンを設置している。

大学事務局は、教員の研究活動を支援していくために、総務課において研究支援担当者をあて、科学研究費等の外部資金獲得のための情報提供を行い、また書類作成等の支援を行っている。

## 4-4-②研究活動への資源の配分

教員の研究活動を助成することを目的に「教員個人研究費規程」を定め、年間 30 万円 を支給限度額として、教授、准教授、講師及び助教に支給している。個人研究費の使途対象は、本人の専門分野における研究に使用されるもので、図書、機械器具、消耗品、調査、資料収集等の目的で国内・海外出張する場合の旅費及び宿泊費、その他研究のための支出であると認められるものに使用できる。

科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得に向けては、適宜情報を提供し支援している。外部資金の獲得状況は、研究分担者を含め、令和3(2021)年度3件、令和4(2022)年度5件、令和5(2023)年度6件(継続を含む)。

## (3) 4-4の改善・向上方策(将来計画)

今後、公的資金・科学研究費の応募申請を積極的に行うように指導を行うほか、民間からの外部資金の案内や応募に関する指導を推進していく。また、本学の教員個人研究費等により一層の研究支援に努めていく。

## [基準4の自己評価]

本学では、学長のリーダーシップの下に、FD活動については、教育研究開発会議が中心となり、また、SD活動については、SD委員会が中心となり組織的に教員と職員の質の向上に開学から積極的に取り組んできた。研修について新型コロナウイス感染拡大により、集合研修を開催することが難しい状況もあったが、オンラインによる研修会を開催するなどして研修の機会を作ってきた。また、SPOD主催の各種研修会への教員・職員の個人参加も各自の課題に合わせて参加することを推奨している。

以上のことにより、基準4「教員・職員」の基準を満たしていると判断した。

## 基準5 経営・管理と財務

- 5-1 経営の規律と誠実性
- 5-1-①経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-②使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③環境保全、人権、安全への配慮
- (1) 5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

## (2) 5-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 5-1-①経営の規律と誠実性の維持

本学の運営は、「学校法人穴吹学園寄附行為」(以下「寄附行為」という。」に基づき、 理事会を最高意思決定機関とし、理事長が学校法人の代表者として業務執行を総理し、副 理事長が業務執行責任を分掌する。理事、評議員、監事及び理事長、副理事長、専務理事 の専任は、「寄附行為」の規定に基づき適切に行われている。理事会・評議員会は、定期 的に開催され、監事は毎回出席して、財務、学務を含む業務、理事の業務執行状況につい て監査を行い、また監査法人による会計監査も適切に行われている。

経営の規律は保たれ誠実に執行されており、維持・継続性に問題はない。

## 5-1-②使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的を継続的に実現するために、理事会及び評議員会が開催され必要事項が審議・決定される。理事会決定に基づき、毎月1回学校運営検討会議を開催し、専門職短期大学、専門学校、高等学校等の各学校の状況について、連絡・調整を行い、使命・目的実現のため、組織的、継続的に取り組んでいる。

# 5-1-3環境保全、人権、安全への配慮

#### 1)環境保全への配慮

穴吹学園の全ての校舎で使用する電力は、電力の小売自由化で新規参入した電力会社いわゆる新電力である「日本電力㈱」を採用している。日本電力㈱は、地域電力会社に比べて割安な電気料金であること、電気の「見える化」で電気使用量をパソコン等でいつでも確認できるなど、学園全体で使用電力の削減に取り組んでいる。

#### 2) 人権への配慮

各種のハラスメントについては、「せとうち観光専門職短期大学 ハラスメント防止委員会規程」「せとうち観光専門職短期大学 ハラスメント防止に関するガイドライン」を 定め、ハラスメントの防止に努めている。

個人情報の保護については、「せとうち観光専門職短期大学 個人情報保護に関する規程」「学校法人穴吹学園 特定個人情報管理規定」を定めており、厳格に運用されている。

公益通報については、「学校法人穴吹学園 公益通報者保護規定」を整備して運用して

いる。

#### 3) 安全への配慮

安全への配慮については、事務局総務課を担当課として、施設設備の整備・保全及び 営繕に関すること、構内の環境整備に関すること、防火設備の維持管理及び防火・防災 訓練の計画・実施に関することを担っている。防災訓練の実績としては、毎年6月と12 月に消防設備点検業者である㈱福島商会に協力のもと避難訓練を実施している。

また、新型コロナウイルス等の感染症対策のために、出入り口付近と受付前に自動検 温装置を設置し、全館の要所にアルコール消毒液を配置、さらに学生が食事や自習する ために使用する1階自習室については、高機能換気設備のエアコンを令和4(2022)年 12月に設置するなど、安全な学習環境維持のために取り組んでいる。

# (3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

18歳人口減少や四年制大学増加等の高等教育機関を取り巻く環境変化に伴い、教育機関として組織機構と教育・研究の全般にわたる改革を迫られている。こうした環境において、本学は高等教育の社会的責任の履行を視野に入れ、社会的役割を再構築し、社会からの要請を教育・研究に反映していかなければならない。また、利害関係者への説明責任を果たし、信頼される教育機関を目指していく。

#### 5-2 理事会の機能

# 5-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

### (2) 5-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

理事会は、学校法人の業務を決する最高意思決定機関であり、理事の職務の執行を監督している。理事の構成は、定員7名であり、専門職短期大学の学長1人と、学校長のうちから理事会において選任した者1人、評議員のうちから評議員会において選任したもの3人、学識経験者のうちから理事会において選任したもの2人で構成されている。理事のうち2名は非常勤理事、いわゆる学外有識者である。

#### (3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

理事会は、学園の運営に資する学外有識者2名を含めて構成されており、使命・目的に 沿って適正かつ公正に運営されている。理事会は、社会状況の変化に対応して、さらなる 運営向上に努める。

### 5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### (1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

## (2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

# 1) 法人と教学部門とのコミュニケーション

法人と教学部門の意思疎通を図るために、学長が理事として理事会に参画し、教学重要事項に関して審議し意思統一を図り、使命・目的を協同して実現するよう努めている。

# 2) 法人と事務部門とのコミュニケーション

理事長、副理事長、専務理事、理事と法人事務局長や事務局長との間で、随時、重要 事項についてミーティングを行い、法人の決定事項を迅速かつ確実に事務部門で実行す るよう努力している。

## 5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会は、法人の最高意思決定機関であり、学長理事及び学校長理事が教学部門を代表 して審議を行っている。そして、重要経営事項の審議・決定を行い、教学部門と経営部門 との意思統一を図っている。

#### 1) 監事の選任とガバナンス

監事は、寄附行為第7条に基づき、法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。また、監事は寄附行為第18条に基づき、教学事項を含む法人の業務、法人の財産の状況、理事の業務執行状況を監査し、監査結果を毎年の決算時に報告している。

# 2) 評議員の選任

評議員の定員は15名であり、法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者6名、法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから理事会で選任した者4名、学識経験者のうちから、理事会において選任した者5名で構成されている。

評議員会の諮問事項として、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、役員に対する報酬等の支給の基準、予算外の重要なる義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、収益事業に関する重要事項、寄附金品の募集に関する事項、その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものとなっており、これらの事項は、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならず、理事会に対するチェック機能を果たしている。

# (3) 5-3の改善・向上方策(将来計画)

法人と教学部門(専門職短期大学)の意思疎通は円滑であり、教学と相互チェック機能性については問題ない。

### 5-4 財務基盤と収支

- 5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保
  - (1) 5-4の自己判定基準項目5-4を満たしている。
  - (2) 5-4の自己判定の理由

## 5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和 3 (2021) 年度から始まった 5 か年の中長期計画において示された財務方針では、前中長期年度である過去 5 年間で大きく収支改善し安定的な財務状態を維持できるようになっている。しかしながら、今後大きく変動する社会環境に対応し、また、将来の設備投資等に備える為には更なる健全な財務状態の充実を目指すべきと考えている。令和 3 (2021) 年 4 月から始まる中長期計画年度の目標数値は下記のとおりである。

・毎年の経常収支差額の積み増しにより、現預金保有額を増やす。

	2015. 3	2020. 3	2025. 3
現預金残高 :	1,684 百万	2,724 百万	3,500 百万
前受金保有率:	114%	191%	220%以上

・既存借入金の約定返済の履行により借入金残高を減らす。

		2015. 3	2020.3	2025. 3
借入金残高	:	1,124 百万	774 百万	既存借入
				250 百万以下

# 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学園の主な収入は、学生生徒等納付金収入(2,619 百万円)であり令和 4(2022)年度の納付金比率(学生生徒納付金/経常収入)は85.4%を占めている。次いで大きな収入が、経常費等補助金収入(197 百万円)となり、令和 4(2022)年度の補助金比率は(補助金/経常収入)6.4%となっている。このように補助金は私学にとって学生生徒納付金収入に次ぐ収入の柱となる。

一方、法人の主な支出は人件費(1,421百万円)・教育研究費(785百万円)・管理経費

(564 百万円)で構成されている。その内、人件費比率(人件費/経常収入)は46.4%と大きな割合になっているが、適切な範囲と考える。

令和4(2022)年度の基本金組入前当年度収支差額は292百万円であり、平成29 (2017)年度以来6期連続の黒字となっており、安定した収支バランスを確保している。

# (3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

新型コロナウイルス感染症や自然災害、さらにロシアとウクライナの紛争問題に端を発した物価高や電力などのエネルギー価格の高騰など、学校運営にマイナスの影響を与える事象が発生している。このような社会情勢に左右されない経営基盤を築いていくことが課題となる。そのために、先ずは安定した収入の確保や適切な支出といったバランスのとれた経営を継続するため、入学定員の充足と退学者数の減少に努めていく。一方、支出面では教育研究費の水準は維持しつつ、経費の削減に努めるなど、より一層安定した財政基盤を確保するための施策に積極的に取り組んでいく。

# 5-5 会計

- 5-5-①会計処理の適正な実施
- 5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施
- (1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

#### (2) 5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 5-5-①会計処理の適正な実施

本学園は、学校法人会計基準に基づき、「学校法人穴吹学園経理規程」等の諸規程を整備し、会計処理はこれらの規程に従って適切に処理している。会計業務において不明な点がある場合は、顧問税理士、または、会計監査法人に問い合わせ、指導助言を得て処理している。

事業計画書は、各部門から提出された計画を基に、法人本部で取りまとめている。予算原案についても、予算編成の基本方針に基づき、優先順位をつけた各部門の計画をもとに、法人本部で取りまとめ、教育目的の実現に沿うように理事長が編成し、評議員会において諮問し、理事会で決定している。

会計年度終了後は、決算案を作成し、理事会の審議を経て決算書を確定し、評議員会に 意見を求めている。

## 5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園の監査は、監事2名による会計監査及び業務監査、会計監査法人による会計監査 を実施している。監事は、理事会及び評議員会に毎回出席し、ガバナンスの堅持を図って いる。また、監事監査を支援するために内部監査室があり、内部監査室による業務・会計 監査の結果を定期的に監事に報告している。また、監事は、会計監査法人の監査時にも立 ち会い、監査内容を確認し情報を交換しながら、会計監査法人の専門的知識を監事監査に も活用している。このように、監事は、内部監査室と会計監査法人と連携を図り、実質的な監査をより効率的かつ効果的に実践している。

# (3) 5-5の改善・向上方策(将来計画)

不正を防止するため、内部監査室の監査、監事監査、そして会計監査法人の監査との連携体制を整えることが望ましいと考える。また、各監査の実施が円滑に行われるよう協力体制を法人全体で整え、その助言指導があった際には真摯に対応するなど、会計処理の適正な実施に取り組む。

## [基準5の自己評価]

本学は、学校教育法、私立学校法、専門職短期大学設置基準、学校法人会計基準などの関係法令を遵守し運営している。教育情報及び財務情報についてはホームページにて公開している。また、理事会・評議員会は「寄附行為」に従い適切に運営されている。そして、理事の選任、評議員の選任についても「寄附行為」に従い適切に行い、出席状況も良好である。財務基盤、会計処理についても適正な範囲である。

以上のことにより、基準5「経営・管理と財務」の基準を満たしていると判断した。

#### 基準6 内部質保証

- 6-1 内部質保証の組織体制
- 6-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
- (1) 6-1の自己判定

基準項目6-1を満たしている。

## (2) 6-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学は、自律的な教育の質保証の取り組みとして、「ディプロマ・ポリシー」(卒業認定・学位授与の方針)、「カリキュラム・ポリシー」(教育課程編成・実施の方針)及び「アドミッション・ポリシー」(入学者の受け入れに関する方針)の3つのポリシーを策定し大学のホームページで公表している。

また、本学の内部質保証の組織体制については、せとうち観光専門職短期大学学則第2条に基づくせとうち観光専門職短期大学自己点検・評価委員会規程を整備し、同規程に基づき学長をトップとする自己点検・評価委員会を設置し、同委員会において教育・研究活動を自ら点検・評価し、これを自己点検評価報告書に取りまとめ、大学のホームページで公表する予定である。

# (3) 6-1の改善・向上方策(将来計画)

専門職短期大学設置基準に準拠して、教育・研究活動の質と学生の学修成果の水準を保証し、継続的に改善・向上を行うため、自己点検・評価委員会において、毎年、自己点検と評価を行う枠組みを整備し、検証結果を活用しPDCAサイクルを回していく。

- 6-2 内部質保証のための自己点検・評価
- 6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-②IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析
- (1) 6-2の自己判定

基準項目6-2を満たしている。

### (2) 6-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有 内部質保証のための自己点検・評価の実施については、せとうち観光専門職短期大学学 則第2条に基づくせとうち観光専門職短期大学自己点検・評価委員会規程を整備し、同規 程に基づき学長をトップとする自己点検・評価委員会を設置し、同委員会において教育・ 研究活動を自ら点検・評価し、これを自己点検評価報告書に取りまとめ、大学のホームペ ージで公表する予定である。

さらに、教育の質保証について、本学では、せとうち観光専門職短期大学教育研究開発 会議規程に基づき、教育課程及び授業科目について、急速に変化する現代社会への対応状 況や産業界等のニーズと合致した教育内容・方法であるか等の観点から、常に確認し見直 しを行い、専任教員の研究内容の充実及び教育力の向上を図っている。なお、産業界等の ニーズについては、せとうち観光専門職短期大学教育課程連携協議会規程に基づく協議会 を年2回の頻度で開催している。本協議会には、産業界及び地域社会からの声を反映でき るよう、臨地実務実習その他の授業科目において協力する事業者が委員として参加するこ とになっており、協議会の都度、産業界の現状について意見を聴取し、教育の質の向上に 役立てている。

# 6-2-②IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、現在、IRの専門部署は設置していないが、入試と入学前学習の結果、入学後の学修の結果としての学生の成績等の推移、出席状況、退学率等の分析は、事務局担当課において実施しこれを事務局幹部で共有し、学長・学科長へ報告している。

#### (3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

内部質保証の推進にあたっては、教育研究開発会議や教育課程連携協議会等の各委員会が責任をもって企画・立案し、これを確実に実行していく。

また、これらの取り組みの検証の場として、自己点検・評価委員会を開催し、必要な改善措置策を検討・実行していく。

#### 6-3 内部質保証の機能性

# 6-3-①内部質保証のための学科と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

### (2) 6-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学における内部質保証を実現するため、せとうち観光専門職短期大学自己点検・評価委員会の取り組みについては、学長、学科長、事務局管理職、そして学長が選任した教員を構成員として、組織的に取り組んでいる。本学は単科の大学であり、学科としての取り組みが大学全体の取り組みとなるため、学科と大学全体の取り組みに齟齬はない。

#### (3) 6-3の改善・向上方策(将来計画)

今後は、内部質保証を実質化させるため、自己点検と評価を毎年実施していき PDCA サイクルを確実に遂行していく。

#### [基準6の自己評価]

内部質保証のための自己点検・評価体制については、学長のリーダーシップの下、自己 点検・評価委員会の他、各種委員会活動、産業界の声を教育課程に活かす取り組みである 教育課程連携協議会を開催しているなど、大学の教育・研究の質向上に向けて取り組んで いる。今後もこのような活動を積極的に進めていく。以上のことから基準6を満たしていると判断する。

## IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

#### 基準 A. 臨地実務実習の円滑な遂行

- A-1-① 臨地実務実習先確保
- A-1-② 臨地実務実習水準確保
- A-1-③ 臨地実務実習先との連携体制確立
- (1) A-1-①-②-③の自己判定 基準項目 A-1 を満たしている。
- (2) A-1-①-②-③ の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### A-1-① 臨地実務実習先確保の状況

実習先の確保に関し、1年次に配置されている「臨地実務実習 I」については38施設から承諾を得ており、十分な受け入れ人数を確保している。また2年次に配置されている「臨地実務実習Ⅲ」および「臨地実務実習Ⅲ」についても63施設から承諾を得ており、同じく十分な受け入れ人数を確保している。ただし、コロナ禍の時期においては、特に航空クラスにおける国際線の実務実習機会が急減する施設もあったが、コロナの感染拡大状況を注視しつつ実習施設と協議を重ね、学生の希望に沿った実習施設における受け入れ人数を確保している。

#### A-1-② 臨地実務実習水準確保の状況

実習水準の確保については、学科内に設置している実習運営委員会を1年度あたり15回程度開催し、この委員会のなかで、実務実習に関わる各施設の実習水準の確認を行うとともに、更なる水準向上に向けた協議を行っている。特に実務実習が初回実施および隔年実施となる施設については、事前に担当教員が各実習施設現場に赴き、実務実習の趣旨・意義等に関わる実習受け入れ施設トップマネジメントの理解と協力に向けた意欲を再確認するとともに、実習受け入れ担当者との綿密な協議に基づき、実践的な実習計画を作成のうえ、円滑な実務実習を遂行している。その他、1年次第3クォーターに配置されている「臨地実務実習I」と「地域観光基礎実習」、同じく「観光支援ビジネス実務発展論」との連携深化を行っている。

また2年次第2クォーターに配置されている「臨地実務実習Ⅱ」を充実されることを目的に、分野別に担当教員を配置した上で、学生のクラス分けに係る運用方法、実習要項の作成、臨地実務実習Ⅱの準備科目となる「観光実務基礎論」と振り返り科目となる「観光実務発展論」との連携を深化するとともに、実習施設が県外になる場合の宿泊先の確保の方針等について協議のうえ整理している。

さらに2年次第4クォーターに配置されている「臨地実務実習Ⅲ」に向けた内容として、新型コロナウィルス感染症拡大の影響が特に大きく国際線需要が低下している実習先施設の航空会社については、担当教員が事前に当該航空会社経営陣と協議したうえで、国際線ハンドリング実習機会捻出について特段の協力を得て、適切な実務実習水準を確保している。

## A-1-③ 臨地実務実習先との連携体制確立の状況

各実習施設からヒアリングした内容に基づき、実習運営委員会において実務実習の運営について検討し、それを基に前年度に作成した実習要項をブラッシュアップし実行するといった PDCA サイクルを構築している。この実習要項を基に各実習施設において、本学の養成する観光振興専門職の人材像、教育課程編成の考え方、実務実習全体における臨地実務実習 I の位置づけや目的、実習のスケジュール、実習中の連絡方法、指導方針と指導方法、また評価方法等、実習計画について調整・確認する実習調整会議を行っている。また教員が担当する巡回指導について、当初計画では2週間に1回程度の巡回を想定していたが、長期の実習を受け入れることが初めての施設の場合や、実習学生の個別事情にきめ細かく対応を行う必要がある必要がある場合などにおいては、担当教員がより密度の濃いフォローを実施している。

# [基準 A の自己評価]

上述のとおり臨地実務実習先の確保・臨地実務実習水準確保・臨地実務実習先との連携体制確立と、目標とした3つのポイントを全て着実に実行している。これに加え、教育課程連繋協議会からの提言をはじめ産業界の最新情報を臨地実務実習に活かし教育効果を高めることで、産業界(観光産業)からの期待に応えている。